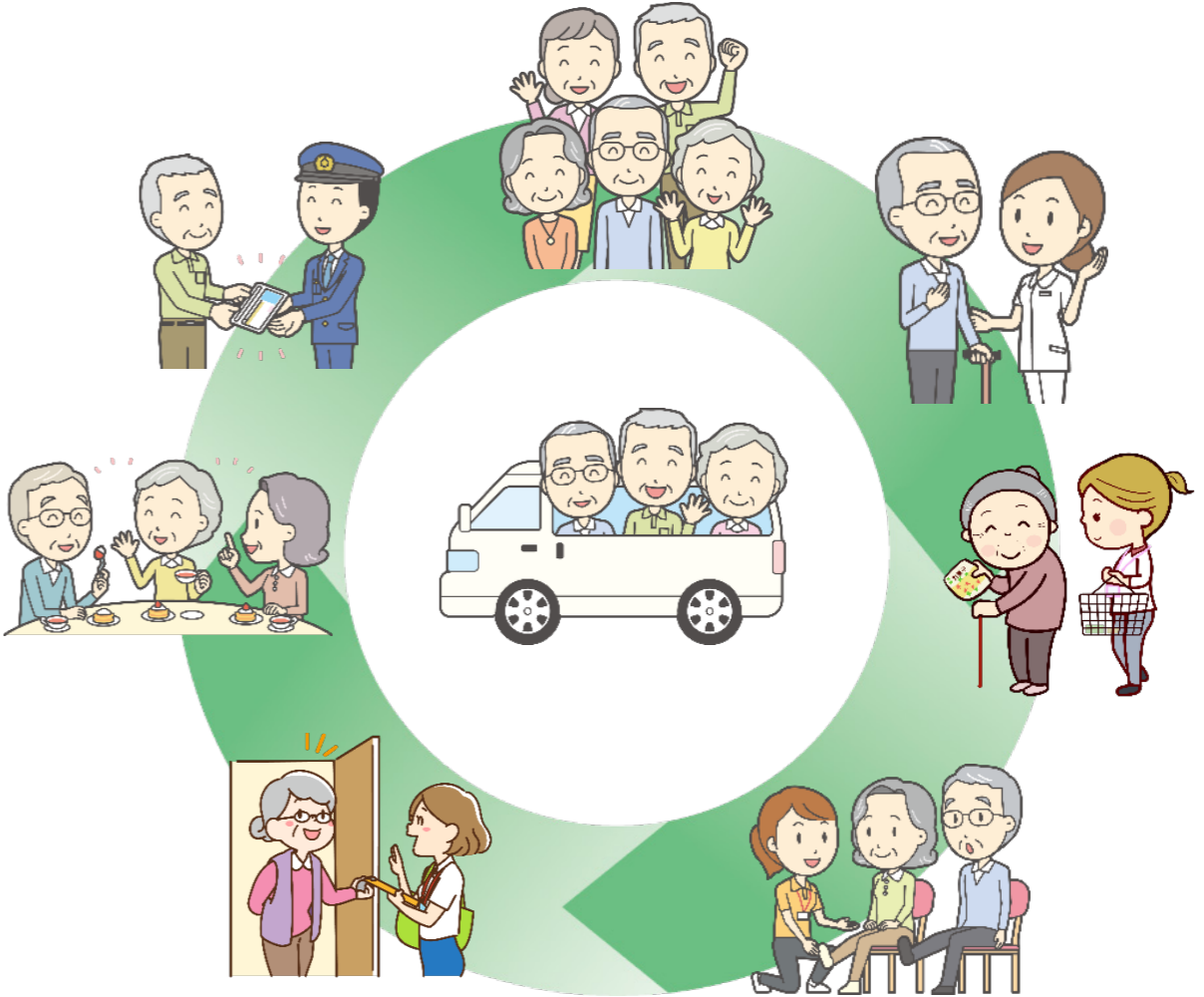


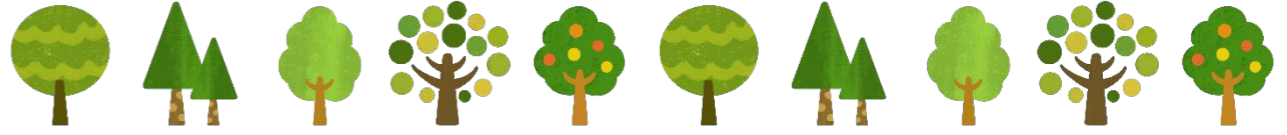
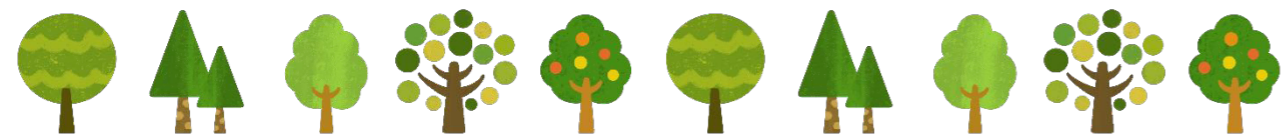
高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集



高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集
令和5（2023）年3月 発行

編集・発行：長野県健康福祉部介護支援課
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
TEL：026-235-7111 FAX：026-235-7394
E-mail：kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

令和4年度
長野県



目次		ページ
第1章	はじめに	1
	1. 高齢者を取り巻く環境、移動サービスの必要性	1
	2. 道路運送法や介護予防・日常生活支援総合事業のポイント	3
	3. 高齢者の暮らしを支える移動サービスの担い手	5
第2章	紹介する事例の概要	7
	1. 事業を継続・継承する空白地有償運送 ～塩尻市檜川地区 NPO法人 ビレッジならかわの取組～	9
	2. タクシー撤退を契機とした空白地有償運送による地域の足の確保 ～大鹿村 NPO法人 あんじゃネット大鹿による「いかまいカー」の取組～	11
	3. 地域で支える持続可能なデマンド型交通の取組 ～上田市豊殿地区自治組織による無料の「お助け福祉車『ひだまり号』」の取組～	13
	4. 町会とタクシー事業者の連携によるファーストワンマイルの確保 ～松本市白板地区放光寺町会による相乗りタクシー「お互いさまタクシー」の取組～	15
	5. 町会が運行する多機能でエコな低速度輸送サービス ～千葉県松戸市 高齢者の健康と地域の安心・活気をつくるグリーン30-Eビリティ～	17
	6. 社会福祉法人の車両を活用した買物支援 ～喬木村「たかぎショッピングツアー」の取組(実証運行)～	19
	7. 社協、地区と社会福祉法人が連携した移動支援サービスの確保 ～御殿場市社会福祉協議会による移動支援サービスの立ち上げサポート～	21
	8. 北地区住民によるサロン等への送迎の取組 ～喬木村の住民組織 北サロン送迎 かごやの取組～	23
	9. シンプルな仕組みをつくり、6地区で通いの場への足を確保 ～飯綱町住民の支え合いによる送迎の取組～	25
	10. 官民連携で作り上げる一人暮らし高齢者等の付添支援 ～須坂市旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会による生活支援の取組～	27
	11. 生活支援と一体的に提供される買物等の付添支援 ～喬木村「おたすけ隊たかぎレンジャー」の取組～	29
	12. 地区と支所との協働による住民参加型の移送支援 ～塩尻市 片丘地域づくり協議会の取組～	31
	13. 福祉有償運送＋生活支援で高齢者の多様なニーズに対応 ～駒ヶ根市 NPO法人 地域支え合いネットによる「アトム便・アトム支援」の取組～	33
	14. 生活支援と一体的に提供される付添い支援やサロン送迎 ～長野市社会福祉協議会の地域たすけあい事業の取組～	35
15. 送迎付きサロン・買物付添等の横展開の取組 ～大分県国東市 竹田津 暮らしのサポートセンター「かもめ」を事例として～	37	
第3章	移動サービスの主なプロセスとポイント	39
	1. 立ち上げのポイント	39
	2. 維持・改善	41
参考	長野県 移動サービスの相談窓口のご案内	43
	移動サービスの検討に役立つ文献	44

第1章 はじめに

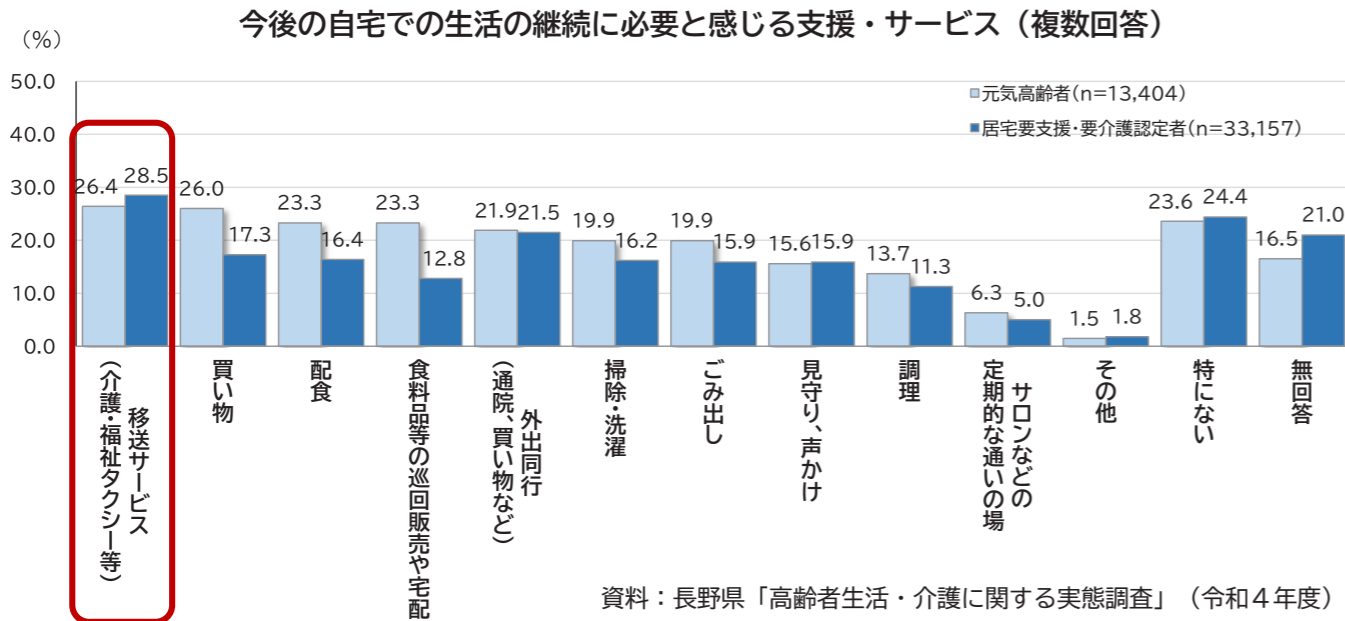
1 高齢者を取り巻く環境、移動サービスの必要性

(1) なぜ、移動サービスが必要か

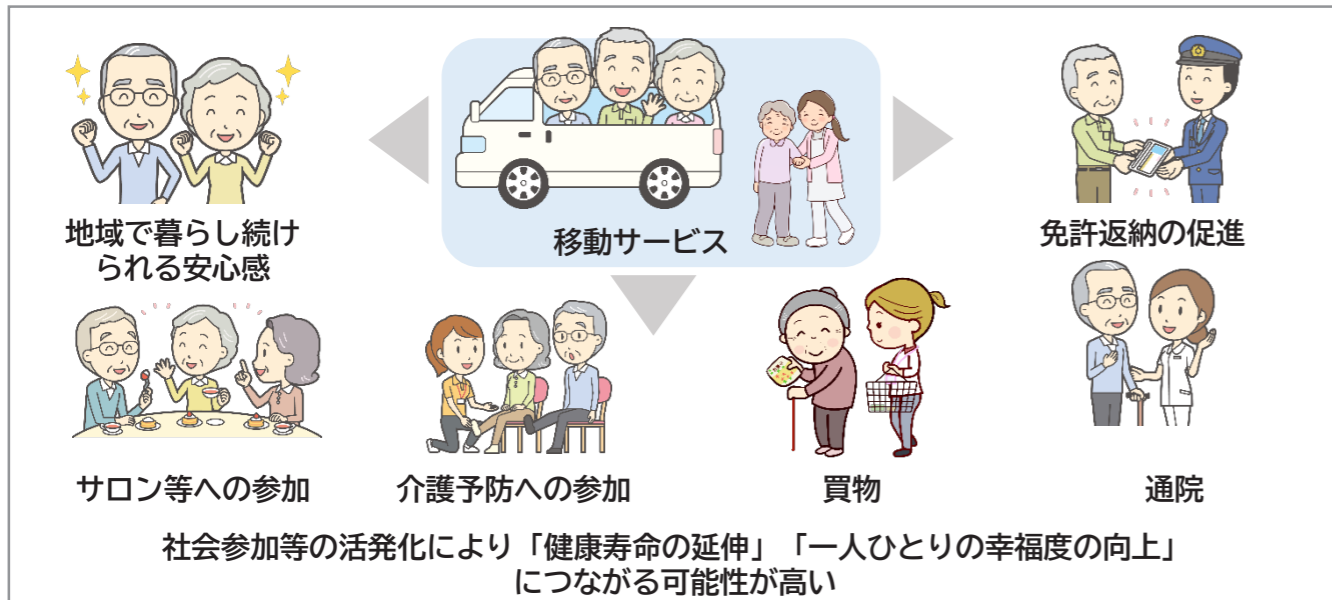
長野県及び県内市町村では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいなどの各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の構築を進めてきました。

令和4年度に実施した「長野県 高齢者生活・介護に関する実態調査」において、今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、元気高齢者、居宅要支援・要介護認定者ともに「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も高くなっており、高齢者が特に必要性を感じているサービスといえます。

加えて、移動サービスがあることで、サロンや介護予防の取組への参加しやすさ、買物や通院などに行ける環境が整うことによる地域で暮らし続けられるという安心感、高齢者ドライバーの免許返納の促進にもつながるなど、様々な効果が期待できます。



移動サービスがあることによる様々な効果のイメージ



(2) 事例集作成の目的

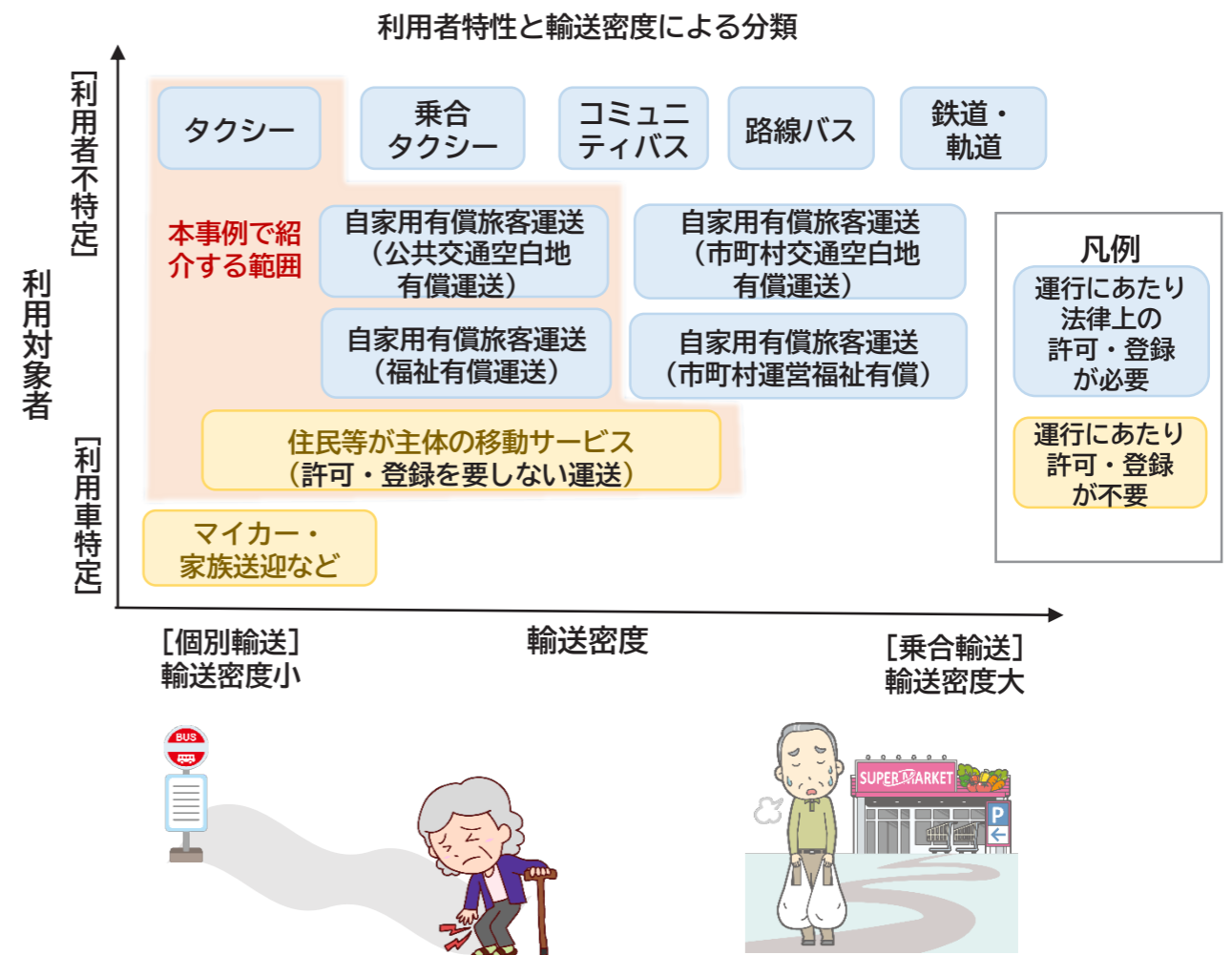
県内においては公共交通機関がある程度、整備されています。しかし、高齢者の中には、バス停まで歩くことが難しかったり、乗り降りに手助けが必要だったりするなど、公共交通の利用が難しい方も一定数、存在しています。高齢者の移動を担保するには、きめ細やかな移動サービスの提供が求められますが、市町村の行財政難や交通事業者の運転手不足等により、行政や交通事業者による公共交通網の更なる拡大は困難といえます。

このような中、注目を集めているのが地域の支え合いの一環で行われる住民等が主体の移動サービスです。NPO法人、社会福祉法人、住民自治組織、ボランティア、住民有志など様々な主体による公共交通の隙間を埋める補完的な移動サービスの取組が始まっています。

このような高齢者の外出支援は、長寿社会において重要な取組といえますが、道路運送法との兼ね合い、安全性の確保など、サービスの立ち上げの難易度が高く、着手しにくいといえます。

そこで、地域で暮らす高齢者の「移動」に課題を感じ、新たに移動サービスを立ち上げたいと考えている方や現在取り組んでいる方にも役立つ情報を集めた事例集を作成しました。

取り上げる事例は「自家用有償旅客運送」「住民等が主体の移動サービス」に該当する事例（下表参照）や、これらのサービスの「立ち上げ支援の事例」となります。ぜひご活用ください。



2 道路運送法や介護予防・日常生活支援総合事業のポイント

新たな移動サービスを検討する際に遵守しなければならないことは道路運送法です。道路運送法を理解した上で移動サービスの提供方法を検討していく必要があります。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」の仕組みを理解し、活用していくこともサービスの立ち上げや継続の助けになります。

(1) 道路運送法上の取扱い

道路運送法では、料金収受の有無や対象者、地域特性等によって適用する制度が異なります。

道路運送法（第2条第3項）では、「①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業」は「旅客自動車運送事業」として位置付けられており、①～⑤の要件全てに該当する場合は、同法に基づき許可・登録を受ける必要があります。

道路運送法上の取扱い

		法律上	運営主体	運送料	ナンバー	運転免許
有償運送	通常のバス・タクシー	4条 ・一般旅客自動車運送事業 ・特定旅客自動車運送事業	交通事業者	有償 (原価+利益)	緑	2種免許
	特例での有償運送	79条 自家用有償 旅客運送	市町村運営有償運送(交通空白)	市町村	有償 (原価程度)	白
対象地域が交通空白地等	公共交通空白地有償運送		NPO等	有償 (原価程度)		
利用対象者が要介護者など移動困難者	市町村運営有償運送(福祉)		市町村	有償 (原価程度)	白	
	福祉有償運送		NPO等	有償 (原価程度)		
無償	許可・登録不要	・法律上の明確な位置付けなし	誰でも	無償 (燃料等実費可)	白	1種免許 でも可能

資料：一般社団法人トヨタ・モビリティ基金「みんなで作る地域に合った移動の仕組み」等の資料をもとに作成

●自家用有償旅客運送（道路運送法第79条に基づく登録）

地域住民の生活の維持に不可欠な過疎地や福祉の輸送がバス・タクシー事業では十分提供されない場合に、自治体や住民、交通事業者など地域の関係者が合意すれば、国土交通大臣等の登録を受けた上で、市町村やNPO等が自家用車（白ナンバー）を使用して有償で運送できる制度です。運送料として、原価程度（タクシー上限運賃の1/2程度を目安）を利用者から受け取ることが可能です。

市町村が主体となる「市町村運営有償運送（交通空白）（福祉）」と、NPO等が主体となる「公共交通空白地有償運送」「福祉有償運送」があります。

●道路運送法における「許可又は登録を要しない運送」

許可又は登録を要しない運送は、運送料が無償（ガソリン代実費等は徴収可能）の場合に適用されます。NPO法人、社会福祉法人、住民自治組織、ボランティアにより、地域の支え合い活動等の一環として、地域の移動ニーズへの対応のために行われる取組が増えていきます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の活用

平成27年4月以降、介護保険制度に位置付けられた総合事業では、従来まで介護保険の指定事業者が提供してきた通いの場や生活支援等について、多様な主体が提供できるようになりました。これら通いの場や生活支援等に付随する「移動支援・送迎」についても、補助対象とすることが可能となっています。NPO法人や住民有志等の事例では、総合事業の枠組みを活用した移動支援・送迎が増えつつあります。

なお、総合事業の活用にあたっては、財源が公費と介護保険料で構成されていることから、移動サービスを行う目的や補助等とする経費に制約があります。下表は、補助対象経費を○×表にまとめたものです。

総合事業による補助が可能な経費

総合事業の種類		訪問型サービスD ケース1) 通院や買物	訪問型サービスD ケース2) 通所目的	訪問型サービスB	通所型サービスB	一般介護予防事業
内容・目的		通院等における送迎前後の付添支援（目的地はケアマネジメントによる）	通所型サービスBや一般介護予防事業による通いの場の送迎を別主体が実施	（住民主体で）家事支援等生活支援の一部として送迎を実施	通所型サービスBへの送迎（同一主体でも別主体でも）	通いの場への送迎（同一主体でも別主体でも）
補助が可能な経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○	○ (市町村判断)
	家賃・通信費等	○	○	○	○	○ (市町村判断)
	車両維持購入費	×	○ (市町村判断)	×	○ (市町村判断)	○ (市町村判断)
	ガソリン代	×	○	×	○	○
補助対象となる利用者		要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否		要	要	要	要	不要
利用者負担（登録不要の場合）		ガソリン代実費	ガソリン代実費	家事支援と同一の利用料	サロン利用料のみ	サロン利用料のみ

- 一般介護予防事業は、「介護予防普及啓発事業」または「地域介護予防活動支援事業」として実施。
- 訪問Dのケース1とケース2については、補助対象経費が異なります。
- 車両を使用することを想定していないサービス類型の場合、車両関係費を補助することはできないため「×」、地域支援事業実施要綱に可否が示されていない、あるいは、総合事業ガイドラインに関するQ&Aで「市町村判断」とされているものは「○（市町村判断）」としています。
- 実際には、訪問Bでもレンタカー代を賃借料として補助している市町村があったり、訪問Dのケース1とケース2の両方を実施する想定で車両維持費を補助している市町村があります。

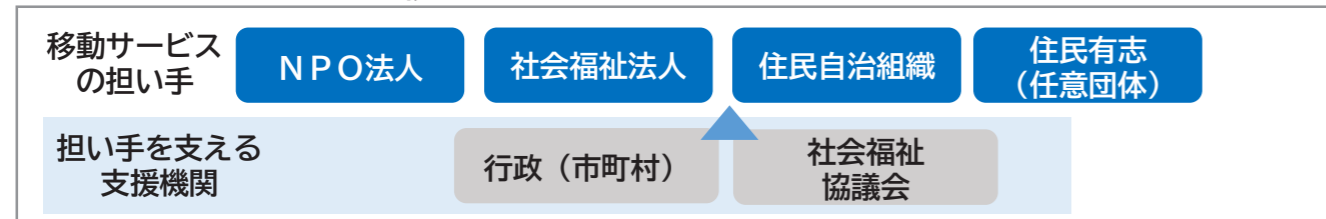
出典：NPO法人 全国移動サービスネットワーク「総合事業 de 移動・外出支援」等の資料をもとに作成

3 高齢者の暮らしを支える移動サービスの担い手

(1) 移動サービスの様々な担い手のイメージ

公共交通を補完する高齢者の移動サービスは、様々な担い手によって行われています。今回、取材をした15事例をもとに、各主体別の傾向を紹介します。NPO法人、社会福祉法人、住民自治組織、住民有志（任意団体）等が主体となり取組、その活動を行政（市町村）や社会福祉協議会等がサポートしているケースが多くなっています。

移動サービスの様々な担い手のイメージ



(2) 担い手と支援機関の特徴

担い手	NPO法人	社会福祉法人	住民自治組織	住民有志(任意団体)
<ul style="list-style-type: none"> 住民有志等により活動が始まり、活動の継続性や安定性等の観点から法人化し、運行をしている。 福祉サービス等を実施しているNPO法人が移動支援の分野にサービスを拡張する場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に改正された社会福祉法により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を実施することが責務となったことから、移動サービスを提供する法人が増加した。 移動支援・送迎では、デイサービス送迎用等の空き車両の時間等を活かした移動サービスの提供などの取組がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 町会や自治会連合会等の住民自治組織が中心となり、移動手段の不足が地域課題であることを共有し、移動サービスの確保に取り組んでいる。 自治組織の場合、役員の任期があるため、移動支援の検討にあたっては組織内に運営委員会などを立ち上げ、継続的に検討できる体制を整えるなどの取組がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民有志による検討会を立ち上げ、移動サービスの創出にいたっている。 新たに組織等を立ち上げるのではなく、地域活動に関わっているボランティアがサポーター登録を行い、移動サービスを提供している場合もある。 	

支援機関	行政(市町村)	社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> 移動サービスの立ち上げ時には、勉強会やセミナー、実証運行等の支援を行っている。 利用者と担い手をマッチングする仕組みづくりを行っている場合もある。 移動サービスの運行方法、安全確保、道路運送法上の取扱い等に対する助言・調整等の支援をしたり、総合事業等を活用した補助など財政的な支援を行っている場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での支え合い事業の一環として立ち上がる際には、伴走型支援を行っている。地域での検討会や勉強会の支援や、困った時の相談支援、保険への加入等の運行に向けた安全確保の取組など、支援内容は多岐にわたる。 移動サービスの実施において、利用者と担い手の仕組みづくりを行っている場合もある。 	

※高齢者向けの移動サービスの場合、生活支援コーディネーターが中心となり立ち上げや事業実施の伴走型支援を行う事例が多く見られる。

(2) 本事例集で紹介する事例の主な主体

今回、取材をした15事例の主な担い手は下表のとおりです。

	紹介する事例	主な担い手			
		NPO	社会福祉法人	自治組織	住民有志
1	事業を継続・継承する空白地有償運送 ～塩尻市檜川地区 NPO法人 ビレッジならかわの取組～	●			
2	タクシー撤退を契機とした空白地有償運送による地域の足の確保 ～大鹿村 NPO法人 あんじゃネット大鹿による「いかまいカー」の取組～	●			
3	地域で支える持続可能なデマンド型交通の取組 ～上田市豊殿地区自治組織による無料の「お助け福祉車『ひだまり号』」の取組～			●	
4	町会とタクシー事業者の連携によるファーストワンマイルの確保 ～松本市白板地区放光寺町会による相乗りタクシー「お互いさまタクシー」の取組～			●	
5	町会が運行する多機能でエコな低速度輸送サービス ～千葉県松戸市 高齢者の健康と地域の安心・活気をつくるグリーンロード「リティ」～			●	
6	社会福祉法人の車両を活用した買物支援 ～喬木村「たかぎショッピングツアー」の取組(実証運行)～		●		●
7	社協、地区と社会福祉法人が連携した移動支援サービスの確保 ～御殿場市社会福祉協議会による移動支援サービスの立ち上げサポート～		●		●
8	北地区住民による2つのサロン等への送迎の取組 ～喬木村の住民組織 北サロン送迎 かごやの取組～				●
9	シンプルな仕組みをつくり、6地区で通いの場への足を確保 ～飯綱町住民の支え合いによる送迎の取組～				●
10	官民連携で作り上げる一人暮らし高齢者等の付添支援 ～須坂市旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会による生活支援の取組～				●
11	生活支援と一体的に提供される買物等の付添支援 ～喬木村「おたすけ隊たかぎレンジャー」の取組～				●
12	地区と支所との協働による住民参加型の移送支援 ～塩尻市 片丘地域づくり協議会の取組～			●	
13	福祉有償運送+生活支援で高齢者の多様なニーズに対応 ～駒ヶ根市 NPO法人 地域支え合いネットによる「アトム便・アトム支援」の取組～	●			●
14	生活支援と一体的に提供される付添い支援やサロン送迎 ～長野市社会福祉協議会の地域たすけあい事業の取組～			●	●
15	送迎付きサロン・買物付添等の横展開の取組 ～大分県国東市 竹田津 暮らしのサポートセンター「かもめ」を事例として～				●

第2章 紹介する事例の概要

次頁から次の事例について、具体的にご紹介します。

	紹介する事例
1	事業を継続・継承する空白地有償運送 ～塩尻市檜川地区 NPO法人 ビレッジならかわの取組～
2	タクシー撤退を契機とした空白地有償運送による地域の足の確保 ～大鹿村 NPO法人 あんじゃネット大鹿による「いかまいカー」の取組～
3	地域で支える持続可能なデマンド型交通の取組 ～上田市豊殿地区自治組織による無料の「お助け福祉車『ひだまり号』」の取組～
4	町会とタクシー事業者の連携によるファーストワンマイルの確保 ～松本市白板地区放光寺町会による相乗りタクシー「お互いさまタクシー」の取組～
5	町会が運行する多機能でエコな低速度輸送サービス ～千葉県松戸市 高齢者の健康と地域の安心・活気をつくるグリーンSR-モビリティ～
6	社会福祉法人の車両を活用した買物支援 ～喬木村「たかぎショッピングツアー」の取組(実証運行)～
7	社協、地区と社会福祉法人が連携した移動支援サービスの確保 ～御殿場市社会福祉協議会による移動支援サービスの立ち上げサポート～
8	北地区住民による2つのサロン等への送迎の取組 ～喬木村の住民組織 北サロン送迎 かごやの取組～
9	シンプルな仕組みをつくり、6地区で通いの場への足を確保 ～飯綱町住民の支え合いによる送迎の取組～
10	官民連携で作り上げる一人暮らし高齢者等の付添支援 ～須坂市旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会による生活支援の取組～
11	生活支援と一体的に提供される買物等の付添支援 ～喬木村「おたすけ隊たかぎレンジャー」の取組～
12	地区と支所との協働による住民参加型の移送支援 ～塩尻市 片丘地域づくり協議会の取組～
13	福祉有償運送＋生活支援で高齢者の多様なニーズに対応 ～駒ヶ根市 NPO法人 地域支え合いネットによる「アトム便・アトム支援」の取組～
14	ボランティアによる買物付添やサロン送迎等の普及の取組 ～長野市社会福祉協議会の地域たすけあい事業の取組～
15	送迎付きサロン・買物付添等の横展開の取組 ～大分県国東市 竹田津 暮らしのサポートセンター「かもめ」を事例として～

●「取組の概要」のマークの見方

目的地や道路運送法上の取り扱い、介護予防・日常生活支援総合事業の補助の有無については、事例の「取組の概要」にも示しています。目的地は、該当する場合は青色（白抜き文字）となっています。

実施主体・事業主体・支援者	実施地域	目的地				道路運送法上の取り扱い	総合事業の補助の有無
		通院	買物	サロン	その他		
NPO法人 ビレッジならかわ	塩尻市	●				公共交通空白地有償運送	無
NPO法人 あんじゃネット大鹿	大鹿村	●	●	●	●	公共交通空白地有償運送	無
豊殿デマンド交通委員会	上田市	●	●	●	●	許可・登録不要	無
放光寺町会移動支援推進委員会	松本市	●	●	●	●	運行はタクシー事業者が実施	無
松戸市河原塚地域(4町会)、小金原地区(18町会)	千葉県松戸市		●	●	●	許可・登録不要	有:一般介護予防事業
喬木村	喬木村		●			許可・登録不要	無(実証運行) ※訪問型サービスDを予定
社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会	静岡県御殿場市		●	●		許可・登録不要	無
北サロン送迎 かごや	喬木村			●		許可・登録不要	有:訪問型サービスD
飯綱町	飯綱町			●		許可・登録不要	有:訪問型サービスD
旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会(任意団体)	須坂市	●	●			許可・登録不要	有:訪問型サービスB
喬木村	喬木村	●	●		●	許可・登録不要	無
片丘地域づくり協議会	塩尻市	●	●			許可・登録不要	無
NPO法人 地域支え合いネット	駒ヶ根市	●	●	●	●	福祉有償運送/許可・登録不要	有:訪問型サービスB・D
社会福祉法人 長野市社会福祉協議会	長野市	●	●	●		福祉有償運送/許可・登録不要	有:訪問型サービスB
国東市/社会福祉法人 国東市社会福祉協議会	大分県国東市		●	●		許可・登録不要	有:一般介護予防事業/訪問型サービスB

事業を継続・継承する空白地有償運送

～塩尻市檜川地区 NPO法人 ビレッジならかわの取組～

【実施主体】NPO法人 ビレッジならかわ

取組の概要

通院 買物 サロン その他 公共交通空白地有償運送 総合事業 無

- 平成16年のNPO法人設立にあわせて公共交通空白地有償運送登録を行い、18年以上に渡って、会員を対象とした通院のための移送を毎年500件以上行っている。
- 活動を継続させるため、黒字経営にこだわり、協力者には最低賃金以上の報酬を支払ってきた。現在は、役員世代交代を進めている。

塩尻市檜川地区の概況
(令和4年1月時点)
・人口：2,191人
・高齢化率：50.1%

出典：塩尻市「地区別・行政区別年齢5歳別・1歳別住民基本台帳人口」

取組のポイント・工夫点

- 村の合併をきっかけに、住民が強い危機感をもって地域の課題を解決する体制を構築した。
- 公共交通空白地有償運送登録を行うとともに、市からの補助金と利用料金、会費を受け取ることで、活動を安定させ、事務局・運転手の報酬も確保している。
- 創業メンバーが高齢化する中で、後継者を指名し、事業継承を試みている。

立ち上げの経緯

- 塩尻市と檜川村の合併協議会が設置された平成9年3月から1年半の間、村内外の有志、役場職員など約30人が集まり、今後の暮らしのあり方などを検討。
- この検討を通じて、行政への陳情型の村づくりを行ってきたことへの反省が共有され、住民自身による地域づくりを行うこととした。
- 合併半年前の平成16年にNPO法人を設立し、人材活用・IT・環境・健康福祉・フィルムコミッションの5事業部による活動を開始。
- 移送サービスは、福祉事業部が担当し、今日まで活動を続けている。

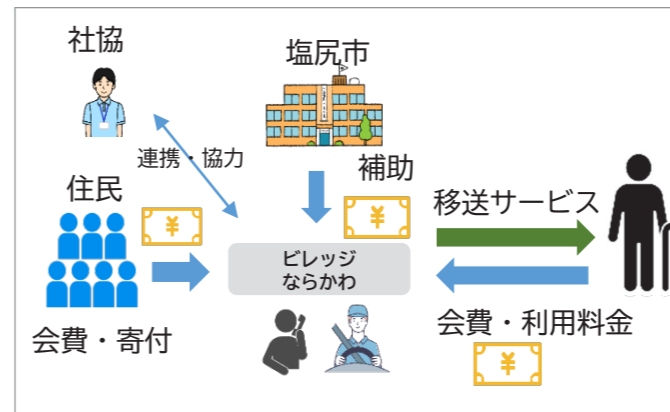


↑移送の様子

取組の詳細

事項	内容
開始時期	平成16年10月活動開始
利用者	檜川地区の住民で以下に該当し、家族や近隣の協力が得られない者 ① 介護保険の要支援あるいは要介護認定 ② おおむね65歳以上で、歩行困難な方 ③ 身体・精神・知的のいずれかの障がいがあり、公共交通機関の利用が困難な方
利用方法	① 会員登録 ② 事前予約(1週間前) ③ 利用時に利用料を支払う
運行方式	・運行形態：自由経路・ドアtoドア ・賛助会費：初年度1,200円 2年目以降 1,000円 ・利用料金：1人1医院1科 往復利用 檜川地区内：400円 木祖村：1,000円 市内(地区外)・木曾町：2,000円 松本市等近隣市町村：3,000円 ・財 源：賛助会費：9万円、市補助金：412万円、利用料収入：115万円

移送サービスの提供体制



利用実績等(令和4年度実績)

- 登録者数：106人(人口の4.8%)
- 実利用者数：79名
- 総利用回数：640名
- 運転手ボランティア登録者数：6名+講習修了者3名

ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 合併により、村が衰退するという危機感をもった住民などが集まり、1年以上話し合いを重ねた。この過程で、行政依存の状況を変革し、自ら事業を運営しようと覚悟を決め、この時の中心メンバーがNPO法人の役員となり、活動をけん引してきた。
- 都市部で企業勤めを終え、里帰りした人材が、設立前の検討や設立後の活動の中に参画し、結果として、中心となって法人の設立・運営を担ってきた。
- 旧檜川村社会福祉協議会から車両を譲り受け、有償移送サービスに利用した。合併に伴う遊休資産を有効に活用した。

<活動の活発化・継続に向けた工夫>

- 広報、利用者募集、ドライバー確保のため、「ビレッジならかわだより」を定期的に発行し、村内で配布している。「ビレッジならかわだより」には、運営しているスタッフ(運転手・受付担当)のフルネームを掲載し、利用者側に、安心感を与えている。
- ボランティアではなく、最低賃金以上の報酬をスタッフに支払うことで、安定した活動を継続してきた。スタッフに過度な負担をかけず、黒字経営を続けることにこだわっている。財源確保のため、令和4年度からは利用者からも賛助会費を募っている。
- 活動をけん引してきた理事が高齢になってきたため、後継者となる人材を事務局長に指名し、運営人材の刷新を図ることで事業継承に取り組んでいる。また、自治会役員を理事に迎えることで地域活動と連携した運営を目指している。
- 社会福祉協議会を中心とした市内の移送支援関係者との交流会に参加して移動支援の連携・改善などについて情報収集している。

今後の展望

- 長年活動しているため、活動に対する地域の注目度は低下しているうえ、地域の人間関係の希薄化、高齢者の就業率の増加などにより、運営資金やドライバーの確保が、以前より難しくなっている。
- 再度、原点に立ち戻り、民間による移送サービスの必要性を住民と共有し、理解・協力をひろげるとともに、デジタル技術などを活用してより効率的に運営していくことに取り組む。

→ 広報紙を定期的に発行している



タクシー撤退を契機とした 空白地有償運送による地域の足の確保

～大鹿村 NPO法人あんじゃネット大鹿による「いかまいカー」の取組～

【実施主体】NPO法人 あんじゃネット大鹿

取組の概要	通院	買物	サロン	その他	公共交通空白地有償運送	総合事業 無
-------	----	----	-----	-----	-------------	--------

- 村内からタクシー事業が撤退し、村内の交通弱者の移動の課題が顕在化。
- 生活支援「便利屋こまわりさん」を実施していた村内の団体が、過疎地有償運送（現：公共交通空白地有償運送）での地域の足の確保を開始。
- 地域の移動ニーズを丁寧に取り込みながら、地域に必要不可欠なインフラに成長させている。

大鹿村の概況
(令和4年1月時点)

- ・人口：941人
- ・高齢化率：46.7%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

取組のポイント・工夫点

- 元タクシー運転手に参画してもらい、事業の立ち上げをスムーズに進めている。
- きちんと対価をとることで、運転手（活動会員）が参加・継続しやすくしている。その結果、運転手（活動会員）が充実し、1台で運行していたタクシー事業よりも細かいニーズに対応できている。
- 村が村民の利用料を補助することで、利用しやすい料金になっている。

立ち上げの経緯

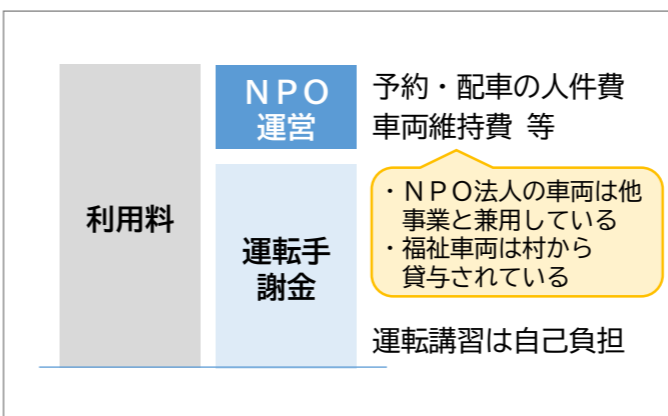
- 平成17年頃から、「あんじゃねえ（大鹿村の方言で“大丈夫”“案ずることはない”を意味する）」の声を広めることをミッションとして、住民有志が、地域の様々な困りごとに対応する高齢者向け生活支援の取組を開始した。
- その中で、村内の暮らしには生活支援だけでは対応しきれない困りごとがあることを実感し、平成19年にNPO法人を設立、様々な事業を手掛けるようになった（放課後児童クラブ、宅幼老所等）。
- 平成19年に、村内からタクシー事業が撤退。村内では住民の支え合い送迎等、交通弱者の移動を確保するための動きがいくつか生まれたが、いずれも事業の安定性や持続性に課題があった。
- 隣接する中川村に導入された、自家用車を使った過疎地有償運送を参考にしつつ、事業の安定性や持続性の課題を克服できるよう制度設計を行い、平成21年から「いかまいカー」事業を開始した。

いかまいカーの利用案内→

取組の詳細

事項	
開始時期	平成21年4月
利用者	誰でも利用可 *登録制
利用方法	①会員登録 ②専用窓口に電話し、予約する ③利用し、運転手に利用料を支払う *乗合は少なく、個別輸送に近い運用になっている
運行方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 運行主体：NPO法人あんじゃネット大鹿 ● 事業形態：公共交通空白地有償運送 ● 運転手：地域の協力者（活動会員として登録し、講習を受けた者） ● 事業エリア：発着のいずれかが大鹿村 ● 利用料金：4kmまで1,000円、以降1kmごとに250円を加算 ※大鹿村から村民の利用に対する半額補助あり

事業運営費のイメージ



利用実績等(令和5年3月現在)

- 利用会員数：122人（人口の12.6%）
- 運転手（活動会員数）：21人
- 利用回数：1,398回

ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- あんじゃネット大鹿は、事業の安定性や持続性の課題を克服するために、運営体制の充実と持続可能な料金設定に取り組んだ。
 - ・元タクシー運転手に活動会員に入ってもらうことで、確かな技術を持つなじみの運転手が運送サービスを提供する体制が構築され、タクシーを利用していた交通弱者が安心して利用できるようになった。
 - ・地域の協力者が仕事として参画できる料金体系をあんじゃネット大鹿が検討・提案し、松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村合同有償運送運営協議会で協議して設定した。
*目安はタクシー料金の半額程度

<活動開始後>

- 以下のような村内の移動ニーズに丁寧に向き合いながら、対応できる利用のパターンを増やすことで、利用者を地道に増やしている。
 - ・村内の診療所では対応できない病気・ケガで、救急車を呼ぶ案件でない時に村外の病院に送迎。
 - ・スクールバスに乗れない、障がいのある子ども達を学校まで送迎。
 - ・福祉車両を完備して車いす等の利用者にも対応。 等
- 「高い」と言われながらも、料金を堅持、利用者を増やし、運転手が納得できる収入を確保している。
*実際に21名（30代から70代までの幅広い年齢層）が運転手として参画している
- そのような中で、利用者等の声を踏まえ、村は、持続可能な地域の足の確保のため住民への利用補助制度を導入している。

今後の展望

- いかまいカーは、村の生活インフラになっているので、持続性を高めていくことが重要である。あんじゃネット大鹿が、今後の活動の核となる職員を雇用し、育成していく。
- 令和2年の道路運送法等の改正により、観光客を含む来訪者も公共交通空白地有償運送の対象となることが明確化されている。観光客の移動ニーズも取り込んでいく。

その他のポイント

- 車がなくても村内で暮らし続けられる交通インフラとして成長・定着してきている。
*NPO法人あんじゃネット大鹿の理事の中には、免許を返納して、いかまいカーを日常的な移動手段として生活している者もいる
- Iターン者にとっては、運転の仕事を通して、地元の人と知り合えるので、地域に受け入れられるのに一役買ってあり、収入以外のメリットもある。



↑いかまいカーの車両

地域で支える持続可能なデマンド型交通の取組

～上田市豊殿地区自治組織による無料の「お助け福祉車『ひだまり号』」の取組～

【実施主体】豊殿デマンド交通委員会

取組の概要

通院 買物 サロン その他 許可・登録不要 総合事業 無

- 上田市豊殿地区ではデマンド型交通「お助け福祉車『ひだまり号』」を運行している。
- 豊殿地区自治会加入世帯なら誰でも利用でき、自宅から目的地（豊殿地区内及び近隣の温浴施設、JA等）への移動が無料で利用できる。

上田市豊殿地区の概況
(令和5年3月時点)
・人口：4,901人
・高齢化率：33.0%
出典：上田市

取組のポイント・工夫点

- 豊殿地区の活動拠点である「ふれあいサロンひなたぼっこ」に予約受付センターを設置し、安全運転者講習を受講したボランティア運転手による軽自動車での運行である。
- 運行にかかる経費は、豊殿地区の約1,400世帯（自治会加入世帯）から年間1,000円の負担金を集めており、地域で支える仕組みを構築している。
- 各世帯からの負担金に加えて、長野県「地域発 元気づくり支援金」等も活用している。

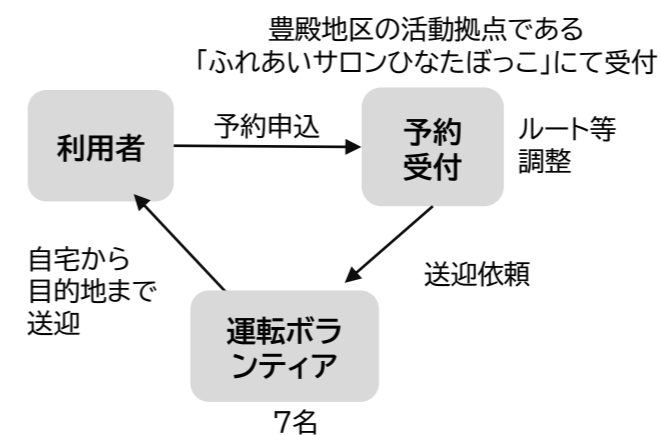
立ち上げの経緯

- 豊殿地区では、住民自治組織である「豊殿まちづくり協議会」（16自治会からなる）に循環バス運営委員会があり、平成18年から市内タクシー事業者に委託し、週2日4便、定時定路線の循環バスを運行し、運賃200円で続けてきた。
- 循環バスは、豊殿地区の各世帯から年間1,000円の負担金により運行していることもあり、16の全自治会を回るルートである必要があった。そのため、乗車時間が長いことなどが課題となっていた。また停留所まで歩けない利用者が増え、利用者離れが進んだ。開始当初は年間約2,000人の利用があったが、令和2年度は年間約600人台へと落ち込んだ。
- 区民からは「利用者が乗っていないバス」に対して年間1,000円の負担金を払うことに不満の声もあがっていた。
- そこで、循環バスの見直し検討を始めた。地区住民を対象としたアンケート等を行い、循環バスの課題や移動サービスのニーズを確認し、検討を重ねた。その結果、これまでの有料による運行から、地区のボランティア運転手による軽自動車を使った無料のデマンド型交通「お助け福祉車『ひだまり号』」の運行を令和3年度から開始した。

取組の詳細

事項	内容
開始時期	令和3年12月1日
利用者	豊殿地区 自治会加入世帯
利用方法	事前予約制で利用者を自宅から目的地まで送迎 ①前日までに電話予約(※豊殿地区の活動拠点である「ひなたぼっこ」に受付スタッフを配置。月曜日～金曜日の9時～12時、13～16時までの間予約可能) ②受付スタッフがルート等を調整し、前日にボランティア運転手に伝達 ③当日、ボランティア運転手が利用者宅から目的地まで送迎
運行方式	・運行エリア：豊殿地区内及び、近隣の温浴施設、JA等 ・運行日：毎週月、水、金曜日の9:00～16:00 ・利用料金：無料 車両：軽自動車1台(リース契約) ・財源：自治会加入世帯(約1,400世帯)からの年間1,000円負担金。 長野県「地域発 元気づくり支援金」、赤い羽根共同募金の助成金。

利用の仕組み・流れ



ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 利用が落ち込む循環バスの課題やニーズなどを把握するため、地区住民アンケートの実施や運営委員会等において議論を行い、次のような意見がみられた。
 - ・（各地区を回るルートのため）5分で行ける目的地まで1時間かかり不便
 - ・坂が多い地区では停留所までいくのが大変
 - ・必要とする人が乗りやすい運行にしてほしい
 ボランティアにより利用者を自宅から目的地まで送迎する「デマンド型交通」の導入が有力となった。
- ボランティアによるデマンド型交通とした場合、「財源」「車両」「運転手」の確保が課題であった。そこで以下の取組を行った。
 - ・区民等に説明を行い、循環バス同様、自治会に加入している各世帯（約1,400世帯）から年1,000円の負担金を得ることができた。
 - ・外部資金として長野県「地域発 元気づくり支援金」等に採択され、活動費用や車両のリース代等を賄うことが可能となった。
 - ・運転手は、地区住民の中で、ボランティア運転手を担えとの声があった。現在、安全運転者講習を受講した7名のボランティア運転手が支えている。
- 市内タクシー事業者等の同意や理解を得るため、運行エリアを豊殿地区内を中心にするるとともに、市の公共交通活性化協議会で報告等を行った。
- 道路運送法上の「許可・登録不要」の移動サービスとしての運行であるが、上田市交通政策課の長野運輸支局との調整による助言があり、円滑に運行方式を切り替えることができた。
- 上田市豊殿地域自治センターの職員が補助金申請や運行方法など、各種調整・検討において随時サポートに入るなど、伴走型支援を行っている。

今後の展望

- 地区等の回覧などを通して「お助け福祉車『ひだまり号』」の周知に取り組んできた。利用者からも好評で運行開始から約1年が経過し、利用者は着実に増加している。
- 現在、軽自動車1台で運行を行っているため、予約が集中する際は断るケースがある。令和5年度からは、サロン送迎等を行うこともあり、運行日を月・水・金の週3日から、週5日運行へと増やし、さらに利用しやすいサービスとしていく予定である。
- 「お助け福祉車『ひだまり号』」の運行を通じて、安心して運転免許証の返納ができる地域にしていくとともに、運転免許証返納後の外出支援による高齢者のフレイル予防を狙いとしている。
- 定期的に利用のある高齢者からの連絡がないなど、気がかりな際は、民生委員と連携し対応するなど、見守り活動にもつなげている。

実績・成果等(令和5年1月現在)

- **利用者は増加傾向**
運行開始時は1ヶ月当たりの延べ利用者数は18人程度であったが、現在は50人まで伸びている。
廃止前の循環バスの延べ利用者数は1ヶ月当たり約50人であり、運行開始1年が経過し、同水準となった。
- **走行距離は3分の1に**
循環バス運行時の走行距離は1ヶ月あたり約1,200kmであったが、デマンド型交通としたことで効率化され、1ヶ月あたり約400kmと3分の1となり、環境にもやさしい運行形態となった。

↓お助け福祉車『ひだまり号』と周知のチラシ



町会とタクシー事業者の連携によるファーストワンマイルの確保

～松本市白板地区放光寺町会による相乗りタクシー「お互いさまタクシー」の取組～

※ファーストワンマイル：利用者起点の考え方から放光寺町会ではこのように呼称

【実施主体】放光寺町会移動支援推進委員会

取組の概要

通院	買物	サロン	その他	タクシー事業者が運行	総合事業	無
----	----	-----	-----	------------	------	---

- 町内は急坂が多く、高齢化率も高く、車なしでは移動困難な地域である。
- そこで、公民館から半径3km圏内を対象とし相乗りタクシー事業を開始。
- 利用者は1乗車当たり1,000円負担し、残額は放光寺町会が補助する。

松本市放光寺町会の概況
(令和5年3月時点)
・人口：902人
・高齢化率：33.8%

出典：松本市

取組のポイント・工夫点

- タクシー事業者と協力することでファーストワンマイルを確保している。
- 利用促進のため買物ツアー、茶話会等での情報発信、マニュアルの作成などを積極的に実施している。
- 市内の他の地域と一緒に、それぞれに合った移動支援ができるように勉強会を積極的に開催し、情報共有を進めている。

立ち上げの経緯

- 令和2年秋頃、民生児童委員の呼びかけで地区内の交通弱者の課題解決をテーマとし、町会のプロジェクト活動としてスタート。参加者は民生児童委員、生活支援員、町会の幹部役員数名の少人数から始めた。
- 交通弱者がどれくらいいるか、何が必要とされているかを把握するため、令和3年1月に全世帯アンケートを実施。その結果、約1割の交通弱者がいることが判明。
- 松本大学から支援を受けながら、移動支援の学習や検討を重ね、タクシーを利用する方針が出され、タクシー事業者と協議を行い、試験運行を経て令和4年4月から本格運行。

「お互いさまタクシー」の利用方法

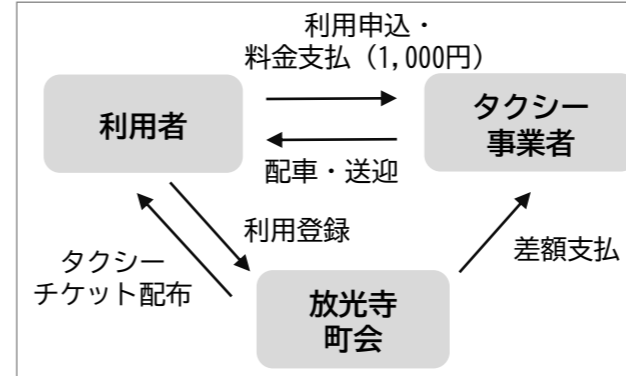
電話で自宅にタクシーを呼ぶ。「お互いさまタクシー」チケットを利用することを伝える。
アルピコタクシー配車センター（0263-87-0555）
タクシーに乗車し、目的地に行く。
(同乗者の自宅を回りながら、目的地に行く)
降車時に、タクシーチケットに料金と利用者名を記入し、利用者負担金1,000円を支払う。
利用確認のため未収書を受け取る。
※利用者負担金は、同乗者で負担ください
(4人なら一人あたり250円)
帰宅時は、乗車したい場所にタクシーを呼ぶ。
降車時（自宅）に、タクシーチケットに料金と利用者名を記入し、利用者負担金1,000円を支払う。利用確認のため未収書を受け取る。
(同乗者の自宅を回りながら、帰宅する)
※タクシーチケットは、地区長を通じてお申込みください。

↑お互いさまタクシー利用マニュアル

取組の詳細

事項	内容
開始時期	令和4年4月本格運行 *試験運行を令和3年3月から実施
利用者	放光寺町会加入者の内、会員登録をし、承認された者※1 ※1:交通弱者(運転免許返納者、要支援者、要介護者等)及びその支援者であること
利用方法	①利用者登録 ②お互いさまタクシー、タクシーチケット(利用番号、登録者氏名は町会で記載)を受領 ③複数人で利用する場合は、事前に利用者同士で調整 ④タクシーの配車センターに「お互いさまタクシー」を利用することを伝え、自宅に呼ぶ ⑤タクシーに乗車し、同乗者の自宅を回りながら目的地に行く。帰宅時は、乗車地から自宅まで ⑥タクシーチケットに同乗者、料金を記入し、利用者負担金1,000円を支払い、利用確認のための未収書を受け取る ⑦後日、タクシー事業者が町会に差額分を請求・精算
運行方式	・運行主体:タクシー事業者(一般タクシー業務として実施) ・運行エリア:放光寺公民館から半径3km圏内 ・運行形態:相乗りタクシー ・利用料金:1回につき、利用者が1,000円負担し、差額を町会が補助 ・財源:町会で基金を設立し、財源としている。基金は、町会費の他、寄付、広報誌の広告収入

利用の流れ



ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 「交通弱者の足の確保」の必要性が町会において十分に認識されていなかったことから、まずは少数で議論を始めた。
- 会合を重ね、どのように足を確保するのがよいかを検討。
・どのような移動支援サービスがあるか、他地域の取組などを参考にし、検討した。
・急坂が多く路線バスのバス停から荷物を持って歩くことが困難な高齢者の存在や、半径3km圏内に病院や買物施設が複数あることから、ドアtoドア方式が最善であるという結論に至った。
・さらにドアtoドア方式のボランティア移送には適さない(事故対策や配車の手配など)と判断。タクシー事業者との連携によるタクシーを活用した支援で町会の負担を減らせるとの判断も働いた。



↑検討会の様子

- タクシー事業者とともに制度設計を行い、利用者にも運転手にも負担がなく、ミスが少ない仕組みを構築した。利用者が制度に合わせるのではなく、利用者に合わせた制度を設計することを心掛けている。

<活動開始後>

- 安定して活動を継続していけるように、放光寺町会移動支援推進委員会を立ち上げた。
・町会長が委員長を兼ねることで町会との連携がスムーズに行くようにしている。
・委員会形式にすることで、委員が継続して活動できる。
・組織化して個人に負担がかかりすぎないように調整。また買物ツアー、茶話会などを通じて利用者の謝意が直接委員に届くようにし、委員が継続していくモチベーションを得られるように工夫している。
- 利用者の掘り起こし(松本大学の学生と連携した買物ツアー、町会のバザーなどでの周知)や情報発信※1に力を入れている。



↑松本大学と連携した買物ツアーの様子

※1 情報発信の内容:茶話会や「お互いさまタクシー通信」の発行など

今後の展望

- 交通弱者問題を地域課題と捉え、移動支援を通じて、「安心して健康に暮らし続けられる地域」やSDGs(特に目標3、10、11、13、15)の実現を目指す。そのためには、お互いさまタクシーの定着と安定財源の確保を重要課題として、行政との連携、他の町会への普及などに取り組んでいる。特に行政との連携は事業継続していく上で最重要と考えており、積極的に意見交換を進めている。

その他のポイント

- 町会の役員も自家用車を利用し、住民の多くが現時点で困っていない移動の問題を、民生児童委員の問題提起をきっかけに、町会が取り組むべき社会課題として位置づけた。その根底には、「暮らし続けられる地域をつくる」という、地域に対する強い思いがある。
- お互いさまタクシーの検討経過や取組をSNSを通じて発信・蓄積していくことで、次の担い手への引き継ぎが容易になるよう心がけている。

利用実績等(令和5年3月現在)

- 登録者数：126人(町会加入者の約19%)
 - 延べ利用者数：1,421人
 - 平均乗車人数：1.68人
 - 運行回数：846回
 - 町会運行費用負担割合：46.5%
- ※これまで25ヶ月間運行。令和4年度は、令和3年度と比較し、利用者数が約2.5倍になった。

↓お互いさまタクシー通信

「お互いさまタクシー」通信 第2号

秋の交歓会やバザーを実施します	今後の予定
～品物を出して応援、買って応援～ 10月9日(日)に実施される「放光寺町会秋の交歓会」で「お互いさまタクシー」応援バザーを実施し、売上金を「お互いさまタクシー」基金に寄付し活動に役立てます。 品物を9月末に届投。地区長を通じて集めさせていただきます。ご協力をお願いします。 詳しくは、回覧をご覧ください。	9月16日 第7回茶話会 10月9日 応援バザー 10月21日 第8回茶話会 10月15日 第8回移動支援推進委員会
茶話会を開催しました 4月より毎月第3金曜日の10時より茶話会を開催しています。 第6回(7月15日)では福祉ひろば職員による指導のもと、私の体験をきっかけに松本市平和新式典に参観する機会を折ったり、身体を動かしながら日ごろお会いできない方々と懇話を行いました。8月19日実施予定の茶話会は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止しました。	

松本市放光寺町会 facebook →

町会が運行する多機能でエコな低速度輸送サービス

～千葉県松戸市 高齢者の健康と地域の安心・活気をつくるグリーンスローモビリティ～

【実施主体】松戸市河原塚地域（4町会）、小金原地区（18町会）

取組の概要

- 松戸市の2つエリアの町会が、それぞれ8人・10人乗り、時速20km未満で公道を走行する電動車「グリーンスローモビリティ」を運行。
- 半径1km程度の範囲の公道を走るルートを設定し、近隣のスーパー・地域活動・高齢者や子育て世代の交流の場などを巡り、地域を活性化。
- 2エリアをあわせて90人以上の運転手ボランティアが集まり、企業協賛も多数。イベント、交通安全、夜間は防犯など、多様な役割を担っている。

千葉県松戸市の概況
(令和4年1月時点)
人口：496,899
高齢化率：26.0%
・河原塚地域面積：0.82km²
戸建て住宅地
・小金原地区面積：3.24km²
大規模団地を含む住宅地
出典：松戸市

取組のポイント・工夫点

- 市と町会が協議し「許可・登録不要の輸送」を選択したことで、短期間に柔軟性のある運用を実現した。
- 2つの町会では、グリーンスローモビリティを単なる移動手段ではなく「社会参加」「災害対応」「防犯」「イベント活用」など「住民間のコミュニケーション」や「住民による課題解決」を促進する新しいツールとして位置付けて活用している。

立ち上げの経緯

- 平成30年度に市が行った調査の結果、2つのエリアの町会を含む松戸市東部地区は、社会参加が少なく健康指標が悪いことが判明。千葉大学予防医学センターの研究では、坂が多く駅から遠いなど交通の便が悪いことが原因と分析。
- この課題を解決するために、市が呼びかけ、老人クラブ・町会が主体となって、令和元年度・令和3年度に国交省や千葉大学のグリーンスローモビリティを活用する実証調査事業に参画。
- 実証の結果、高齢者の買い物や運動などの社会参加に加えて、住民間のコミュニケーションが活発化したことから、市がコーディネートし、令和4年秋から2つの町会が本格運行を開始した。

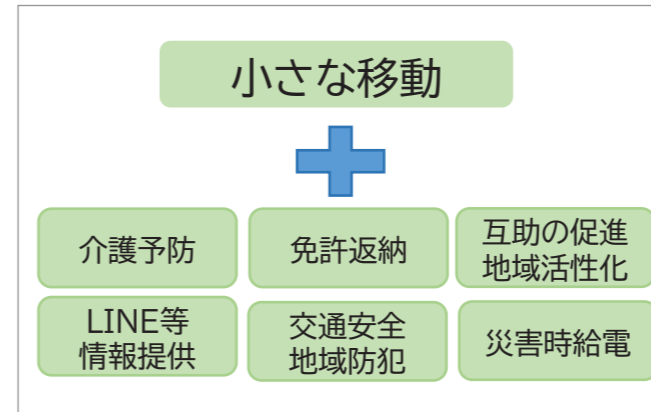


↑グリーンスローモビリティの車両

取組の詳細

事項	内容
開始時期	令和4年11月運行開始 *令和元年・令和3年の実証運行を経て公募で2エリアで実装された
利用者	河原塚地域(4町会)、小金原地区(18町会)の住民(利用登録は不要) *事務局への電話、メールなどで登録・予約ができる(LINE予約を準備中)
利用方法	グリーンスローモビリティは、平日の午前・午後に、地域ごとに設定されたルートを実行する ①氏名・住所などの利用予約(乗車定員に限られているため) ②乗車定員に余裕があれば、予約なしでも乗車可能
運行方式	・運行主体:河原塚地域(4町会)、小金原地区(18町会) ・運行エリア:半径1km圏内程度 ・運行形態:相乗りバス・運転手と運転補助者の2名が運行 ※いずれもボランティア ・利用料金:無料 ・財源:車両は市が任意保険を加入の上貸与。初期費用10万円、運営費4万円/月を市が補助 その他:民間事業所からの寄付・提供物品等を活用

町会が考える多様な用途・効果



ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 平成30年度の調査によって、当該地域の健康課題を市と地域とが共有できていたため、外出を支援する小さな移動である「グリーンスローモビリティ」の実証実験への参加について、地域・老人クラブの同意と申請がスピーディーに進めることができた。
- 実証事業を通じて、グリーンスローモビリティが利用者の日常行動範囲を拡大(移動範囲が1.5倍に拡大)させたことが確認された。このエビデンスを得たことで、市としてグリーンスローモビリティを推進する意味が明確になり、車両購入や町会への運用補助などの予算を確保しやすくなった。

<活動の活発化に向けた工夫>

- 行政が貸与する車両は、町会が管理し、自立的にルートや用途を決めることができる仕組みにしたことで、地域意向を反映した多様な使い方が生み出されている。
- 例えば、行き先は、グランドゴルフ場、スーパー、カフェ、地域サロン等となっていて、高齢の男性・女性、子育て世代のニーズが反映されているほか、通学時間帯の交通安全、夜間は青色防犯パトロールにも活用されている。また、車両には、ソーラーパネルを設置し、災害時の機能も追加されている。
- 車両の新規性と町会による積極的な運用によって活動が目立ったことに加えて、総合事業(一般介護予防)を活用したボランティアポイントの付与も行ったことで、運転手・補助者を担うボランティアの登録が進んだ。

今後の展望

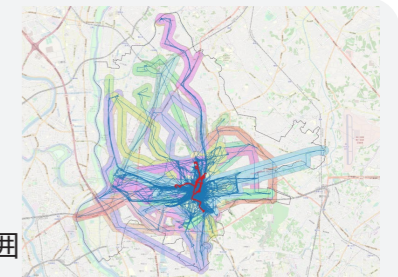
- グリーンスローモビリティという次世代型の車両を導入し、運営を町会に任せたことで、当初想定していた「小さな移動」にとどまらない多様な活用が進んだ。次の展開として、さらに導入地域を拡大することを検討している。

その他のポイント

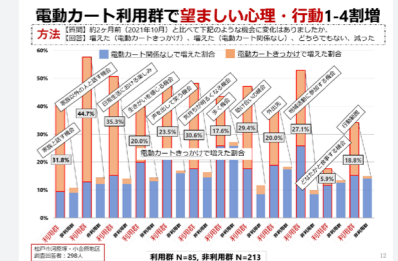
- 人口密度が高い千葉市での事例であり、長野県内においても市街地エリアにおいて特に参考になる事例である。
- 「グリスロ賛歌」を市民有志が作詞・作曲するなど、グリーンスローモビリティが地域の宝として認知され、多くの人たちが関わって運営する取組となり、地域活性化につながっている。

利用実態等(令和5年1月現在)

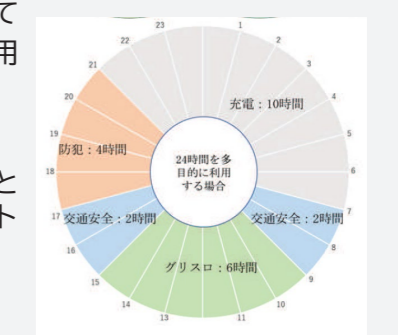
- 運行ルート・便数
 - ・河原塚：7ルート、午前1便・午後1便
 - ・小金原：3ルート、午前3便・午後3便
- イベント等への活用
 - ・地域包括と連携し、認知症カフェの送迎
 - ・地区社協と連携し、ふれあい会食会の送迎
 - ・子育て支援団体と連携し、おやこDE広場の送迎
 - ・地域と連携し、地域食堂の送迎



↑GPSを活用した利用者の行動範囲調査



↑グリスロの利用による心理・行動変化



↑車両を多目的に活用

社会福祉法人の車両を活用した買物支援

～喬木村「たかぎショッピングツアー」の取組(実証運行)～

【実施主体】喬木村

取組の概要

通院 **買物** サロン その他 許可・登録不要 総合事業 無

- 喬木村では、社会福祉法人ぼけっとから車両提供の提案を受け、自宅からスーパーまで、無料で送迎する「たかぎショッピングツアー」の実証運行を行っている。
- 運行は社会福祉法人ぼけっとの職員や運転ボランティアが実施。乗降介助や店内での付添い・見守り、荷物運びを行う付添ボランティアも同行している。

喬木村の概況

(令和4年1月時点)
 ・人口：6,107人
 ・高齢化率：36.0%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

取組のポイント・工夫点

- 村では、運行地域の設定、運転や付添ボランティアなどの募集を行い、社会福祉法人と役割分担・連携を図り、事業を進めている。
- 初年度の実証運行は、村からの委託事業として実施しており、社会福祉法人の職員が行うサービスの調整やガソリン代の補助などの負担軽減を図っている。
- 村では、利用者や運転ボランティア、付添ボランティア、社会福祉法人ぼけっとの職員が感じる課題を整理し、小冊子の作成などのツールの導入を迅速に行い、課題解決に取り組んでいる。

立ち上げの経緯

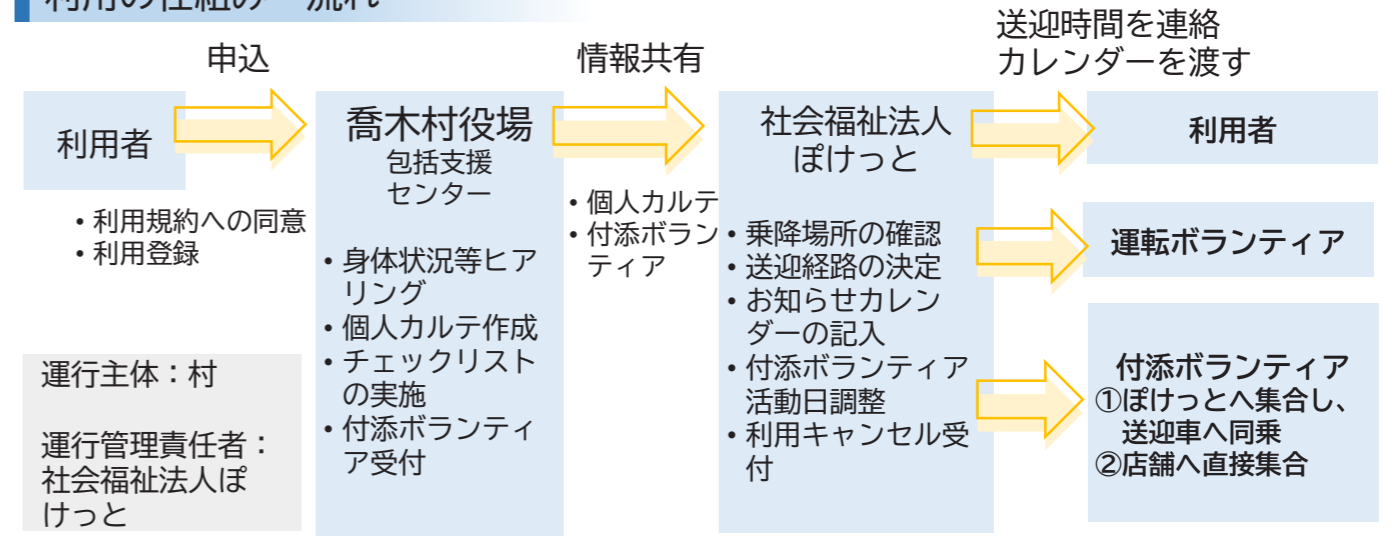
- 喬木村では、令和2年に社会福祉法人ぼけっとから、デイサービス利用者を送迎する大型ワゴン車が空いている時間に何かできればという提案をうけた。そこで、村の生活支援コーディネーターと社会福祉法人ぼけっとで移動サービスの仕組みの検討を行った。
- 第一層協議体「喬木村地域支え合い協議会」で議論するとともに、買物支援のニーズ把握のため75歳以上の村民アンケートを実施。利用意向やどのようなサービスがよいかなどを収集した。それらの結果をうけ、村にて実証運行地域の設定やボランティア、利用者等の募集を行い、令和4年度、実証運行を行った。



取組の詳細

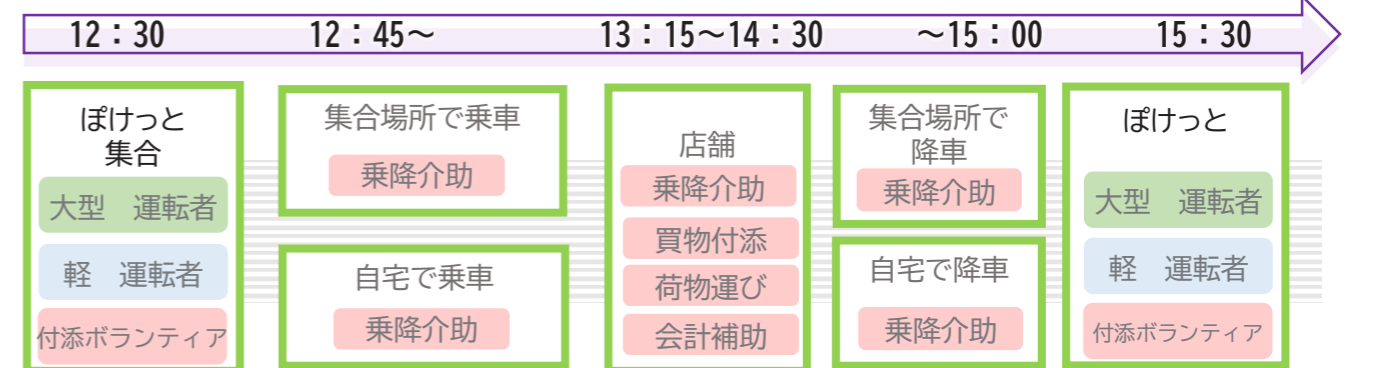
事項	内容
開始時期	上期実証期間：令和4年5月10日～令和4年7月26日の毎週火曜日 下期実証期間：令和4年11月8日～令和5年1月31日の毎週火曜日
利用者	上期：南部地域住民、下期：南部地域住民・下段地域の総合事業対象者 ※役場包括による利用者カルテの聞き取り、利用誓約書
運行方式	・実施日：毎週火曜日 ・目的地： 上期：喬木村内～イオン飯田店・高森町ショッピングセンターパース 下期：喬木村内～高森町ショッピングセンターパース ・利用料金：無料
運転手・担い手	・運転者：社会福祉法人ぼけっとの職員及び、福祉有償運送運転者講習を受講した住民 4人 ・付添者：生活支援・介護予防サポーター養成講座受講者 12人
運転手や利用者等への保険の状況	・移動支援サービス事業用自動車保険(優先払い)・・・損保ジャパン ・ボランティア行事用保険
車両等	社会福祉法人ぼけっとの車両2台を使用。 大型のキャラバンは、社会福祉法人ぼけっとの職員が運転し、軽自動車はボランティアが運転している。2台使用することで大型車両の進入が難しい細い道沿いの住宅に住んでいる方も自宅までの送迎が可能となっている。

利用の仕組み・流れ



たかぎショッピングツアーのタイムテーブル

色の見方： 大型 運転者 軽 運転者 付添ボランティア



ポイント・工夫点の詳細

<実証実験時の工夫>

- 村では、実証運行の実施に向け、運行地域の設定、運転ボランティア、付添ボランティアや利用希望者等の募集など、社会福祉法人と役割分担・連携を行った。
- たかぎショッピングツアーは、村、社会福祉法人ぼけっと、運転ボランティア、付添ボランティアなど、関係者が多い。関係者間の情報共有をより円滑に行うため、村では、「従事者の心得」「安全運転の留意点」「緊急時対応マニュアル」などの情報をまとめた小冊子の作成を行った。

↓持ち運び小冊子



- 買物を行う商業施設は、上期は大型施設を先としたが、施設内が広く、入口から買物をする場所までの移動が大変であったり、ショッピングツアー利用者と一般客の見分けがつかずらかったりしたことから、下期は小規模の商業施設のみに変更を行うなど、関係者の声をもとに柔軟に見直しを行っている。
- ショッピングツアーの利用者・ボランティアと一般客との見分けがつかずらく、付添支援等がしづらいなどの課題があり、以下の工夫を行っている。
 - ・ボランティアは、水色のベストを着用し、ネームホルダーをかける。
 - ・利用者はネームホルダーをかける。

今後の展望

- 社会福祉法人ぼけっとから車両提供のあった大型ワゴン車は、運転に慣れていない運転ボランティアは運転ができず、結果として、社会福祉法人ぼけっとの職員が運転することとなり、負担が大きいなどの課題がみえた。今後は、訪問型サービスDの補助により運行する形態を予定しており、令和5年6月からの本格運行に向け課題解決に取り組んでいるところである。

社協、地区と社会福祉法人が連携した移動支援サービスの確保

～御殿場市社会福祉協議会による移動支援サービスの立ち上げサポート～

【実施主体】社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会

取組の概要

通院 買物 サロン その他 許可・登録不要 総合事業 無

- 御殿場市社会福祉協議会では、地区住民と地区にある社会福祉法人が連携した移動支援サービスの立ち上げ支援を行っている。
- 社会福祉法人が車両を提供し、住民がボランティアとして運転。
- 社協・行政が各種コーディネートや伴走支援をすることで、各地区の特性に合わせた移動支援サービスが自律的に展開し始めている。

静岡県御殿場市の概況

(令和4年1月時点)
 ・人口：86,778人
 ・高齢化率：25.6%
 出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

取組のポイント・工夫点

- 日頃から生活支援コーディネーターが各地域のニーズ把握、資源開発、学習会などを通じて、地域住民や社会福祉法人と「顔の見える関係」を構築する活動を行っている。
- 押しつけるのではなく地域や住民の自発的な意見・活動を積み上げながらサービスを作り上げている。
- 移動支援サービスに対する住民の不安を和らげるため、専門家（全国移動サービスネットワーク）にアドバイザーを依頼したり、運転ボランティア講習を行い、担い手育成にも取り組んでいる。
- 社会福祉法人が地域における公益活動の一環として、保有する車両を移動支援サービスに提供している。

市内の移動支援サービス（一例） このほかにも複数移動支援サービスが立ち上がっている

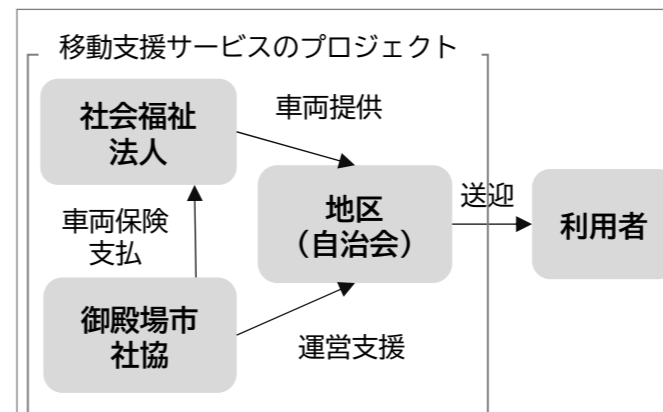
- 中畑北区買物支援プロジェクト
 - ・運行開始時期：本格運行令和2年6月
 - ・運行日：毎月6のつく日もしくは木曜日
 - ・運行時間帯：10時～12時まで
 - ・運行エリア：地域内各箇所から地域内の商業施設まで（1カ所）
 - ・運行方法：基本、ドアtoドア、要予約
- 駒門区元気になる会送迎支援
 - ・運行開始時期：本格運行令和4年5月
 - ・運行日：毎月第2火曜日
 - ・運行時間帯：13時30分～15時まで
 - ・運行エリア：地域内の各箇所から地域内の体育館まで（1カ所）
 - ・運行方法：利用者の自宅から体育館まで送迎、要予約



取組の詳細

事項	内容
運行概要	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人から車両を借用し、地区のボランティアが運行し、高齢者を商業施設などに送迎 ・地区単位で運行主体が立ち上がり、運行をしている
利用者	地区在住の高齢者
運行方式	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型運行(基本、ドアtoドア、要予約) ・運行主体:各地区 ・運行車両:地区内の社会福祉法人の車両 ・車両保険:御殿場市社会福祉協議会が負担 ・利用料金:無料
特記事項	運転者は、「福祉車両運転者講習」(国土交通省大臣認定講習)を受講した地域のボランティアなど

連携の仕組み



支援実績等(令和5年1月現在)

- 移送サービス実施箇所：7カ所
- 連携社会福祉法人数：6法人
- 移動支援サービス延べ利用者数：432名
- 運転者講習受講者数：33名

ポイント・工夫点の詳細

<地区と連携する際のポイント>

- 地区から移動支援サービスの必要性が、社協に寄せられたことを起点に活動を開始。
- 社協が、住民同士で検討する場を設定、住民が納得するまで話し合いを継続。
 (拙速にサービスの立ち上げに走らない)
 ・検討の場には地区住民のほか、行政の福祉、公共交通部署の職員も参加。
 ・急がず、その地区の検討の進捗にあわせて話し合いを重ねていく。
 ・2～3回程度の話し合いで試行運行を行う地区もあるが、半年以上話し合いを継続する地区もある。

<社会福祉法人と連携する際のポイント>

- 市内の社会福祉法人とは『ごてんば福祉施設協働事業「絆(わ)」』を通じて定期的に会合を開き、関係を構築。
- 地区の移動ニーズ(移動したい日時)を把握した上で社会福祉法人と車両借用の日程を調整。

<取組定着の工夫・ポイント>

- 定着するまでは、特に丁寧に、ボランティアが楽しんで活動に参加できる工夫を随所に取り入れる。
 ・実際に運行しているところを見に行き、一緒に改善点について考える(現場に行く)
 ・おそろいのジャンパーなどを用意し、一体感を高める(チームをつくる)
 ・定着後も生活支援コーディネーターが伴走する(一緒に寄り添う)
- 運転ボランティア講習を定期的実施し、担い手の確保とともに安全性の向上、地区の関心喚起に努めている。

その他のポイント

- 生活支援コーディネーターの取組として、地区課題の把握と資源開発を行っていくことが明確に位置づけられている。
- このため、生活支援コーディネーターは、地域の実情に応じた資源開発を展開できる。
- 資源開発とは、地区が必要としているが地区にないものをつくること。移動支援サービスや居場所づくり、通いの場づくりなど。移動支援サービスの立ち上げサポートも、この資源開発の一環として行っている。
- 生活支援コーディネーターは、地区から相談があればすぐに対応することを心がけている。生活支援コーディネーターが地域に何度も足を運ぶことで信頼感の醸成につなげている。

北地区住民による2つのサロン等への送迎の取組

～喬木村の住民組織 北サロン送迎 かごやの取組～

【実施主体】北サロン送迎 かごや

取組の概要

通院 買物 **サロン** その他 許可・登録不要 総合事業 訪問型サービスD

- 北地区の住民が、北地区で開催される2つのサロンへの送迎のみを行う団体「北サロン送迎 かごや」を新たに立ち上げた。
- サロン参加者の自宅からサロン会場までの送迎を無料でやっている。

喬木村の概況

(令和4年1月時点)
 ・人口：6,107人
 ・高齢化率：36.0%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

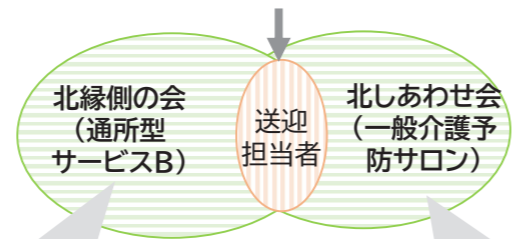
取組のポイント・工夫点

- まずはサロン送迎を行い、慣れてきたら買物や通院等の送迎サービスへの拡大を予定している。
- 地元の自動車学校と連携して、運転ボランティア講習を行い、担い手育成にも取り組んでいる。

立ち上げの経緯

- 北地区では、「北縁側の会（通所型サービスB）」と「北しあわせ会（一般介護予防サロン）」という2つのサロンがある。各サロンで参加者の送迎を行っていたが、右記のような課題を抱えていた。
- そこで、令和3年度に、生活支援コーディネーターが「訪問型サービスD」を活用できるチラシを作成し、各サロンや北地区の住民に説明を行った。
- 北地区の住民有志による「北移動支援グループ活動検討会」が立ち上がり、検討を開始した。検討会にて、生活支援コーディネーターがサロン送迎のみを行う別団体の立ち上げの提案を行い賛同を得た。
- 制度面の整合性を図り、令和3年10月、送迎のみを行う新たな団体「北サロン送迎 かごや」が立ち上がった。サロン参加者の自宅からサロン会場までの送迎を無料でやっている。

2つのサロンの送迎における課題
 送迎担当も重複。負担が大きくなっていた

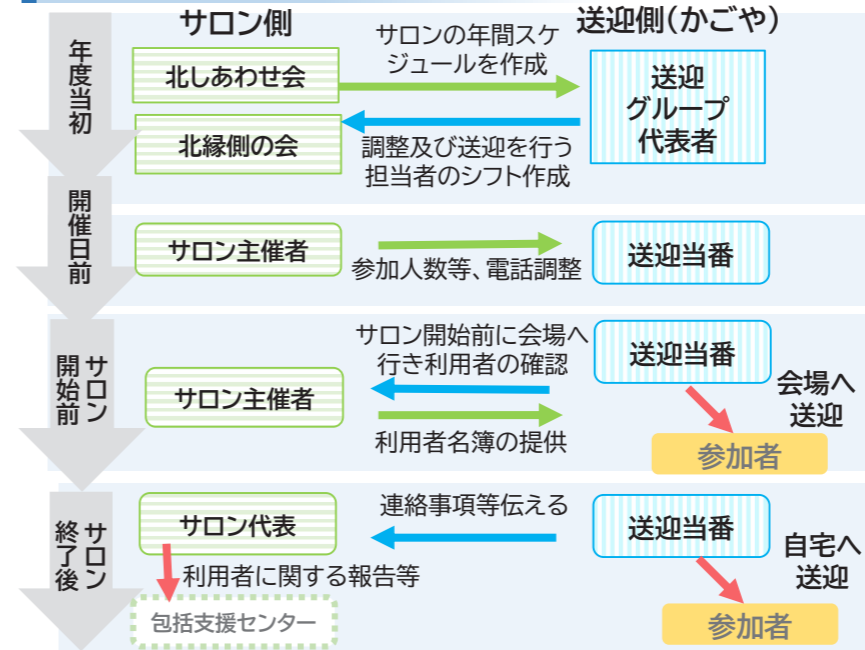


- ・開始から5年が経過し、参加者の身体の変化により送迎希望者が増加
- ・通所型サービスBの担い手増加により支出が増えている
- ・高齢等により送迎から引退したい人がいる
- ・新たな担い手確保に向けて無償では依頼しづらい

取組の詳細

事項	内容
開始時期	令和3年10月1日
利用者	「北縁側の会(通所型サービスB)」と「北しあわせ会(一般介護予防サロン)」の利用者
運行方式	<ul style="list-style-type: none"> ・目的地: 自宅～北コミュニティセンター、北第一公民館で行われるサロンへの送迎 ・利用料金: 無料 ・財源: 訪問型サービスDの補助を受けている
運転手	<ul style="list-style-type: none"> ・北地区在住のボランティア運転手 男性12人(村で開催している安全運転者講習会を受講)
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の生活支援サービスに対する保険「福祉サービス総合補償」と送迎時の傷害保険「送迎サービス補償」 ・自動車に起因する事故が発生した際にはサポーターの任意保険が適用になる。送迎サービス補償は利用者のけがに対して任意保険に上乗せして支払われる。福祉サービス総合補償はサポーターのけがや賠償責任に対する保険であり、自動車に起因する賠償は対象外。
車両・所有者等	ボランティア運転手の自家用車 ※サロン1回あたり2台程度稼働

利用の仕組み・流れ



ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 生活支援コーディネーターは、自治会活動等を行ってきた北地区のキーパーソンを探し、北地区のサロンが抱える送迎の課題などを丁寧に説明した。
- 生活支援コーディネーターが総合事業「訪問型サービスD」を活用することで、村から送迎サービスの連絡・調整にかかる人件費を補助できることなどを記載したわかりやすいチラシを作成。
- 各サロンや北地区のキーパーソンなどに説明を行ったことで理解が進み、北地区の住民有志による「北移動支援グループ活動検討会」が立ち上がった。
- キーパーソンが男性であったことから、北地区の男性への声かけが可能となり、ボランティア運転手として12名が集まり、送迎サービスの実施にいたっている。
- 村では、住民主体の移動サービスの運転を担うボランティアを対象に安全運転者講習会を実施。ボランティア運転手の不安軽減につながっている。
- 専門家（全国移動サービスネットワーク）にアドバイザーを依頼しながら、長野県、長野運輸支局と制度面の整合性を図った。

<運行時の工夫>

- サロン参加者の自宅に迎えに行くとサロンを忘れていたり、用意ができていなかったりする場合もあり、他の人をサロンまで送った後に再度、迎えに行くなど柔軟な運行を行っている。
- 乗降前後に外出準備や施錠確認、体調の聞き取り、乗降介助などの支援を行っており、参加者が安心してサロンを楽しめるよう工夫している。
- 送迎終了後には利用者の状況や変化、留意点を報告書に記載し、サロン代表を通じて包括支援センターと情報共有をしており、サロン参加者の異変の早期発見及び適切な支援につながるよう工夫をしている。

その他のポイント

- 「北サロン送迎 かごや」では、団体立ち上げ当初から「買物や通院などの個別送迎も行いたい」という意向があった。しかし「まずはサロン送迎を行い、活動に慣れてから」との意見もあり、段階を踏んで活動範囲を広げていくこととなった。サロン送迎開始から1年半程度が経過し、乗降介助や送迎に慣れてきたこともあり、令和5年度からは買物や通院等の送迎サービスも提供する予定であり、準備を進めている。
- 「北サロン送迎 かごや」の取組は、北地区のキーパーソンの尽力もあり、介護予防教室やサロン等への参加率が低い男性が多く関わる活動となっている。村としては、この取組を通して、地域の高齢者との関わりを増やすことで、自身の介護予防への気づきにつながることも期待している。



支援実績等

- 令和4年度の実績
- 運行回数: 20回
 - 対応車両台数延: 41台
 - 延利用者数: 147名

「かごや」の協力者への支払い

	かごやからメンバーへの支払い
・送迎当番	・サービス調整にかかる人件費補助
・送迎グループ代表	・連絡調整にかかる人件費補助



シンプルな仕組みをつくり、 6地区で通いの場への足を確保

～飯綱町住民の支え合いによる送迎の取組～

【支援者】飯綱町

取組の概要

通院 買物 **サロン** その他 許可・登録不要 総合事業 訪問型サービスD

- 飯綱町では、20年以上前から、地域での交流や介護予防の観点から、町内各地の公民館でお茶飲みサロンが実施されていた。総合事業が始まり、各サロンで説明会を行う中で通所型サービスBに移行を希望する団体があられ、会場までの足の確保がそれまで以上に必要になった。
- 通所型サービスBの対象地区ごとに、新たな団体による訪問型サービスDの送迎を町（及び委託を受けた社会福祉協議会）が支援するようになった。
- サービスを提供する地区ごとの団体に対して、シンプルな運用の仕組みの情報提供や伴走支援を行い、活動のハードルを可能な限り下げることによって、6地区のサービスが持続している。

飯綱町の概況

(令和4年1月時点)
 ・人口：10,713人
 ・高齢化率：39.7%
 出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

取組のポイント・工夫点

- 町は、団体の立ち上げから運営まで、一貫した支援を行っている（社会福祉協議会に委託して実施）。
- 運転ボランティアの負担を小さくし、地域の人が協力しやすくしている。
- 事務手続きの簡略化・省力化を徹底している。
- 運転ボランティアが多様な高齢者に対応できるよう社会福祉協議会がアドバイスしている。

立ち上げの経緯

- 平成29年に総合事業が始まり、町はサロンの内容や頻度（月1回を2回へ）を見直して、通所型サービスBとした。
- その際、会場の公民館までが遠く、サロンに行きたくても行けないという課題があり、参加率を高めるためには、足の確保が必要という住民の共通認識があった。
- そこで、サロン関係者が地区で新たに団体を立ち上げ、会場までの送迎を住民主体で行い、それを町が支援するようになり、6地区に活動が広がった。

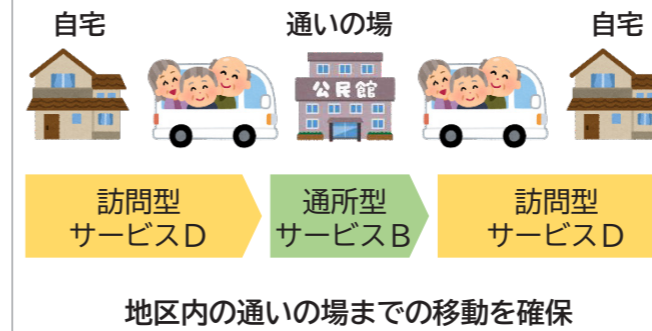


↑住民の支え合いによる送迎の様子

取組の詳細

事項	内容
開始時期	平成29年12月
利用者	事業対象者以上であり、通所型サービスBへの参加を希望する者で、会場への移動が困難である者 *登録制、包括支援センターで認定
利用方法	①会員登録 ②地区内の団体に送迎の予約をする ③送迎を利用する
運行方式	<ul style="list-style-type: none"> ●事業形態：訪問型サービスD事業 *送迎中の事故等への対応は、送迎サービス補償(全社協) *車両は、自家用車・任意保険 ●事業主体：地区ごとの団体 運転ボランティア：地区の有志 ●事業エリア：町内6地区(東黒川地区、芋川地区、赤東地区、普光寺東部地区、高岡地区、倉井地区) ●送迎方法：自宅と通所型サービスBの会場である公民館との間を乗合送迎している *送迎は無料 *他の目的地への送迎もできるルールであるが、そのような利用は発生していない ●財源：総合事業訪問型サービスDの補助金、町からの助成金 *連絡等の調整費を利用者1人/日ごとに支給(月2回が上限) そのほかに実施主体の団体に維持管理費を1年ごとに支給

利用の流れ



利用実績等(令和5年1月現在)

- 団体数：6団体
- 利用者：60人
- 運転ボランティア：12人
- 利用回数：485回(令和4年度)

ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 町が、団体の立ち上げから運営まで、ワンストップの支援が受けられる支援パッケージをつくっている。
 - ・町からの助成金の説明、運転ボランティア向けの研修会の開催、事業報告の様式の説明等。
 - ・運転ボランティアに、重度化する利用者や認知症への対応等を専門的な立場からアドバイス。
- 担い手確保のために、運転ボランティアの負担を極力抑えけるとともに、社会福祉協議会が積極的にアウトリーチしている。
 - ・通いの場の頻度は月2回であり、このことで送迎の負担が限られ協力しやすい内容となっている。（「月2回だけ、協力してもらえないか」とお願いしている）
 - ・通所型サービスB等の集まりの中で、運転ボランティアができそうな人の情報を得て、社会福祉協議会が直接お願いに行っている。その際、事業の意義を説明して共感を得るようにしている。（「皆が通いの場に行けるようになり、地区の高齢者の元気が保てる」等）

<活動開始後>

- 事務の簡略化を進めている。
 - ・団体が町へ提出する請求書や実績表について、パソコンが不得意でも作れるよう、様式を簡略化している。
 - ・また、提出後も無駄な事務が発生しないよう、町がそのまま会計処理できる内容としている。

今後の展望

- 訪問型サービスDの事業範囲については、規約上は、町内であれば病院や買物等にも行けるようにしている。町内の交通弱者の移動全体をどう確保していくかを考える中で、住民の支え合いで解決できるところはできるだけ住民の力で対応できるようにしていきたいと考えている。
- 今後、訪問型サービスDの協力者が少なくなることが想定されている。また、町内の公共交通や福祉有償運送等も担い手不足を抱えている。町内の移動を確保していくため、分野横断の連携の必要性が高まっており、役場内で連絡会議を持つ等、連携を強化する動きがある。

その他のポイント

- 訪問型サービスDがあることで、送迎の予約をきっかけに、地区内でのコミュニケーションが生まれ、地区の人が通いの場に誘い合って行くという状況が生まれている。
 - ・送迎が参加者数を底上げし、仲間が増えることでさらに行きやすくなる。
- そのような状況の中で、通いの場まで頑張って歩く人もいる。
 - ・歩けなくなったら足があるという安心感が、自分の足での移動を支えている。

官民連携で作り上げる一人暮らし高齢者等の付添支援

～須坂市旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会による生活支援の取組～

【実施主体】旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会（任意団体）

取組の概要

通院 買物 サロン その他 許可・登録不要 総合事業 訪問型サービスB

- 旭ヶ丘地区の地域の課題解決に取り組むまちづくり活動「旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト」（平成21年～）のメンバーが住民主体の移送支援を研究。
- 住民の支え合いで生活支援を行う団体「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」を新設し、訪問型サービスBによる生活支援の中で、一人暮らし高齢者等の付添支援を行っている（令和4年～）。

須坂市旭ヶ丘地区の概況
(令和5年3月末時点)
・人口：3,620人
・高齢化率：31.3%

出典：須坂市

取組のポイント・工夫点

- 時間をかけ丁寧に検討し、ニーズに合った支援を作り上げている。
- 視察により、実現したいサービス像の共通認識を持つことで、仕組みの検討をしやすくしている。
- 様々な支援・アドバイザーを上手に活用して仕組みを作り込んでいる。（ニーズ把握、財源の確保、事業内容の検討、関係者との連携体制等）
- 訪問型サービスBの補助金を得ることで、生活支援の予約を受ける「たすけ合いコーディネーター」の件費を確保する等、安定した事業運営が可能になっている。



立ち上げの経緯

- 平成29年、プロジェクトで「高齢者が運転免許を返納後に地域で生活していくには買物や通院などに困る」という課題解決の検討を開始した。
- 令和3年、地区の一人暮らし高齢者等に対し「移動手段に関するアンケート」を実施。「地区有志により買物や通院の送迎を低額な料金で行う場合、利用したいか？」という問いに45%が利用したいと回答があった。
- 令和4年5月、プロジェクトの有志が「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」を設立。9月から生活支援「生活たすけ合い事業」を試行運用している。

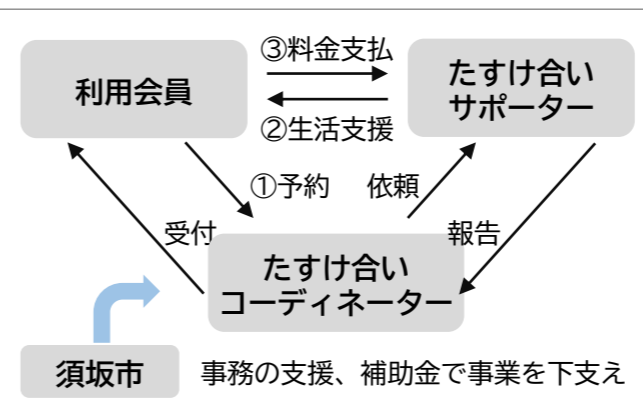


↑旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会設立総会
(令和4年5月24日)

取組の詳細

事項	内容
開始時期	令和4年9月8日から試行運用(令和5年から本格運用に移行していく)
利用者	旭ヶ丘地区内の一人暮らし高齢者等で要支援・チェックリスト該当者 *登録制
利用方法	①たすけ合いコーディネーターに「生活支援」の予約をする ②生活支援(付添支援)サービスを受ける ③たすけ合いサポーターに利用料を支払う
運行方式	・実施主体:旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会 ・実施エリア:須坂市・小布施町 ・実施形態:生活支援 *月2回まで *付添支援は、通院・買物のみ(利用は、通院がほとんど) *その他には、衣類の整理、裾上げ、家具の移動、棚の取り付け、電球交換、話し相手、スマホ・Wi-Fiの悩み相談等に対応している ・利用料金:年会費 1,000円 利用料 30分以内400円、以降30分ごとに400円を加算 ・財 源:年会費・利用料、総合事業訪問型サービスBの補助金

利用の流れ



利用実績等(令和5年3月末現在)

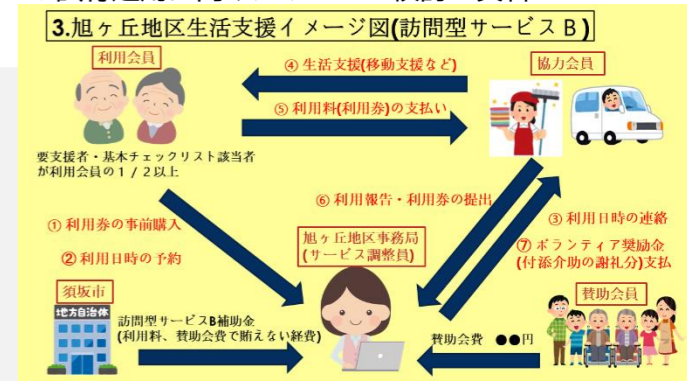
- 利用登録会員数：15人
(65歳以上人口の1.3%)
- たすけ合いサポーター数：17人
- 利用回数：74回
(令和4年9月8日～令和5年3月末まで)
*うち72件が付添支援

ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- プロジェクトが視察を行い、地域として実現したいサービスのイメージを具体化するとともに、課題（財源の確保等）を洗い出した。
- 様々な支援を受けながら、事業を設計、課題を克服
・ニーズ把握：アンケートを実施（社協・市が支援）
・財源の確保：訪問型サービスBの活用（市が支援）
・事業内容の検討：アドバイザーの確保（県が支援）
- 関係者による打合せを重ねながら、連携体制を丁寧に構築した。
・民生児童委員：チラシを配布しながら地域の高齢者の状況を把握、支援が必要な場合は包括等に連絡。
また、必要に応じて本事業の会員登録の申請を支援
・包括：ケアマネが支援が必要そうな高齢者の状況を確認し、生活支援の必要性を判定
・市：本事業の事務を支援

↓試行運用に向けたサービス検討の資料



今後の展望

- 生活支援の対象者は、要支援・チェックリスト該当者のみとしているが、該当しない方のニーズや、通院・買物以外の目的での利用ニーズがある。
- 訪問型サービスBは介護予防に主眼がある制度であるが、上記対象者と同数未満までは対象者以外の支援もできるため、対象範囲や利用目的の拡張を検討して本格運行につなげていく。
- 一方、生活支援を行う「たすけ合いサポーター」の人数や活動量は限られており、拡張していくためにはサポーター数を増加させていくことが求められる。

【旭ヶ丘地区の住民の要望】

- 要支援・事業対象者ではないが利用したい
- 買物・通院以外にも付き添ってほしい
- 月3回以上利用したい



↑付添支援の様子

その他のポイント

- 利用会員の中には、必要になったら利用するとし、保険的な意味で登録だけしている人もいます。本事業を通じて、住み慣れた地域で暮らし続けるための安心感が生まれていると考えられる。
- 民生児童委員が地域の高齢者の状況を把握し、支援が必要な者には制度の説明をしている。
- 須坂市内で、同様の課題を持ち解決を目指す地域が目立つ事例になっている。

生活支援と一体的に提供される買物等の付添支援

～喬木村「おたすけ隊たかぎレンジャー」の取組～

【実施主体】 喬木村

取組の概要

通院	買物	サロン	その他	許可・登録不要	総合事業	無
----	----	-----	-----	---------	------	---

- 喬木村では、生活支援事業として、有償で通院や買物などの付添送迎や家事支援を行う「おたすけ隊たかぎレンジャー」を住民ボランティアとともに実施している。

喬木村の概況

(令和4年1月時点)
 ・人口：6,107人
 ・高齢化率：36.0%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

取組のポイント・工夫点

- 生活支援コーディネーターが、「利用者」と協力会員である「生活支援サポーター」とをコーディネートし、その後は基本的に同じサポーターが買物付添などの支援を行うことで、サービス利用時の調整役の負担が少なくなっている。また、利用者とは生活支援サポーターとのつながりもでき、地域での支え合い・交流のきっかけづくりにつながっている。

立ち上げの経緯

- 村は、平成27年度から「生活支援・介護予防サポーター養成講座」を実施している。講座受講者から有償による生活支援の活動希望の声があがるようになった。
- そこで、平成29年度、村が「生活支援サービス検討会」のメンバーを公募したところ、21名の住民有志が集まり、生活支援事業の内容などの検討を行うとともに、先進地の情報収集を行った。
- 平成30年6月より喬木村生活支援事業「おたすけ隊たかぎレンジャー」を開始。令和4年度より喬木村社会福祉協議会へ業務を委託している。

取組の詳細

事項	内容
開始時期	平成30年6月
利用者	日常生活上の支援を必要とされる住民のうち、会員登録した者(利用会員) ※利用者の年齢制限なし
利用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登録料金:利用会員は登録料年間1,000円 ・利用時間:年末年始を除く 午前8:00～午後6:00 ・生活支援の内容(利用者の希望する日常生活における支援) <ul style="list-style-type: none"> ・話し相手・定期的な訪問による安否確認 ・ゴミ出し、草刈り、支障木の整備 ・通院、買物などの外出時の付添と送迎 ・住宅等の掃除、整理整頓、布団干し、灯油の補給 ・簡単な調理、食事の世話、洗濯 ・子育て支援 等 ・利用料金:1時間700円を目安にコーディネート時に決定。時間外は200円/時加算 ※支援料金の発生は、生活支援サポーターが利用者宅に到着した時間から、サポーターが利用者宅を退出する時間までを1時間概ね700円で計算している(すべての生活支援と同一)。加えて、生活支援サポーター宅から利用者宅までを15円/kmで交通費として毎回加算。
担い手・支援者	利用者に対し、基本、同じ生活支援サポーターが支援を実施
車両	生活支援サポーターの自家用車
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の生活支援サービスに対する保険「福祉サービス総合補償」と送迎時の傷害保険「送迎サービス補償」 ・自動車に起因する事故が発生した際にはサポーターの任意保険が適用になる。送迎サービス補償は利用者のけがに対して任意保険に上乗せして支払われる。福祉サービス総合補償はサポーターのけがや賠償責任に対する保険であり、自動車に起因する賠償は対象外。

利用の仕組み・流れ



- ※STEPでは、生活支援コーディネーターをSCと表記
- STEP1:利用希望者の自宅にSCが訪問し、事業説明・登録
 STEP2:SCが生活支援サポーターを探し、依頼
 STEP3:SCが「利用者」「生活支援サポーター」をコーディネート
 STEP4:コーディネート後の支援依頼や謝礼の支払いは「利用者」と「生活支援サポーター」の間で行う
 STEP5:「生活支援サポーター」からはSCに月1回の報告

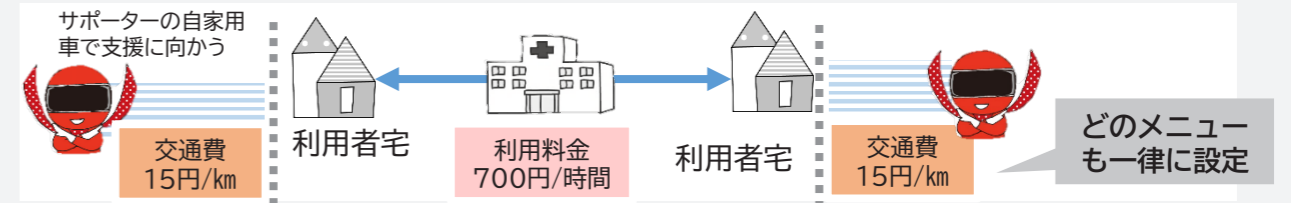
ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 先進事例の情報収集を踏まえつつ、住民有志による「生活支援サービス検討会」で利用料金や支払い方、コーディネート方法などの仕組みについて検討を行っており、以下のような工夫がされている。

○生活支援サポーターが活動をしやすい工夫

- ・生活支援サポーターが利用者宅へ移動する間にも費用等が発生しており、その負担を軽減するため、生活支援サポーター宅から利用者宅までの交通費加算(15円/km)を行っている。



- ・謝礼はコーディネーターを介すよりも「直接受け取った方がやりがいを感じ、嬉しい気持ちになる」という声があり、サポーターに直接渡す形式としている。

○利用者と生活支援サポーター等のコーディネートにおける工夫

- ・利用希望者には、生活支援コーディネーターが訪問し、事業説明、登録を行う。利用者の状態、希望する内容によって介護保険による生活援助やその他支援につなぐなど包括的な支援を行っている。
- ・生活支援コーディネーターが利用者の状況等にあわせて、生活支援サポーターを探し、コーディネートした後は、利用者⇄生活支援サポーター間で個別に連絡を取る仕組みを導入している。生活支援サポーターは次のような方に依頼している。なるべく近隣の方を探し、地域での支え合い・交流のきっかけづくりにつながることを狙いとしている。
 - ・地域福祉やボランティア活動に関心があり、この事業に協力できる者
 - ・利用者の近隣に住んでいる者
 - ・生活支援・介護予防サポーター養成講座の受講者

- ・生活支援コーディネーターは、利用開始時に「利用者」と「生活支援サポーター」との間に入り、条件や支援内容の調整を行っている。

<運行時の工夫>

- 生活支援サポーターが集まり、年に1回交流会・検討を行っている。運用ルールの見直しは、行政が行うのではなく、生活支援サポーター等との話し合いにより行っている。また生活支援コーディネーターは、生活支援サポーターの相談にのるなど活動の維持に向けたサポートを大切にしている。
- 月に1回、生活支援サポーターから生活支援コーディネーターに報告資料の提出と口頭での情報共有等の機会を設けている。利用者に変化が感じられた場合は、包括支援センター、ケアマネジャー、家族間で共有を図っており、報告により認知症状の把握ができたケースなどもある。

支援実績等(令和5年1月現在)

- 利用登録者は増加傾向にあり令和4年度は44人。
- 通院・買物などの付添送迎は、免許証の自主返納者や村外への運転に不安を感じる者などの利用が近年増加しており、令和3年度の外出支援の件数は302件である。

支援内容	R1	R2	R3
通院付添送迎	49回	79回	122回
買物付添送迎	57回	96回	104回
その他付添送迎	4回	36回	76回
外出支援 計	110回	211回	302回
ホームヘルプ 計	238回	312回	405回
その他協力 計	72回	148回	247回
合計	420回	671回	954回

地区と支所との協働による住民参加型の移送支援 ～塩尻市 片丘地域づくり協議会の取組～

【実施主体】片丘地域づくり協議会

取組の概要

通院 買物 サロン その他 許可・登録不要 総合事業 無

- 区及び地域活動を行う役員による地縁組織「片丘地域づくり協議会」が、移動に困難のある住民を対象に、通院や買物を目的とする移送の支援を行っている。
- 民生児童委員等が利用の希望を聞き、協議会が雇用するコーディネーターが本人や家族の状況確認を行っている。登録支援者が移送ボランティアを行い、受付とマッチングの事務は現在支所が担当している。

塩尻市片丘地区の概況
(令和4年1月時点)
・人口：3,853人
・高齢化率：36.3%
出典：塩尻市「地区別・行政区別年齢5歳別・1歳別住民基本台帳人口」

取組のポイント・工夫点

- 社協が運営している全市的な支えあいの仕組みを地区版にアレンジし、短期間で制度を設計した。
- 限られた移送資源を有効に活用するため、本当に支援が必要な住民を抽出した上で移送を支援している。
- 片丘支所が利用者とボランティアをマッチングする事務連絡を担うことで安定した運営ができています。

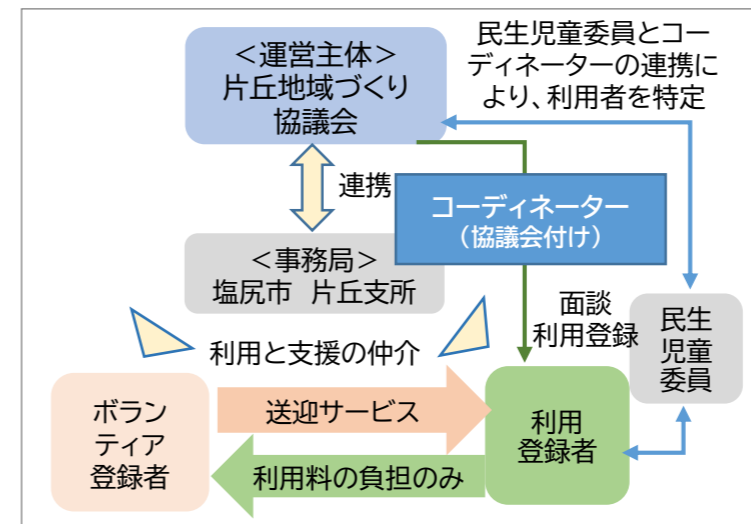
立ち上げの経緯

- 片丘地域づくり協議会の福祉安全委員会では、「住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせる地域づくり」の実現を目指して平成29～30年にかけて地域の強み・弱み、地域資源などを検討するワークショップを実施した。
- ワークショップを通じて、身近な店舗が廃業してしまい、交通の便も悪い地域であるため、通院や買物に困る高齢者が増えていることが確認され、地域課題として共有された。
- この検討を踏まえ、地域課題を解決するための実践的な取組を始めることを決め、日常的に住民が困っていることを地区内の住民同士で支えあう生活支援の仕組みとして、平成31年4月に「お助けネットかたおか」が発足した。
- 「お助けネットかたおか」の活動は、ボランティアによる移送支援をはじめ、調理・掃除・雪かき・大工などの幅広い生活支援にも対応している。

取組の詳細

事項	内容
開始時期	平成31年4月
利用者	・地区内に住む「高齢者・障がい者」、「けがや病気で日常生活に支障がある人」など。登録制 ※現在、利用会員数21人(男5、女16)
利用方法	① コーディネーター等への利用相談 ② コーディネーターの訪問と聞き取り ※ボランティア移送で対応できるか、他のサービス利用が必要ないかを確認 ③ 利用登録 運転ボランティアの調整(支所) ④ 継続利用の場合、次回の利用日程の調整(支所) ⑤ 活動報告(ボランティア)
運行方式	・運行形態：自由経路・ドアtoドア ・主な行先：病院・買物 ・費用：利用料(1km/15円の燃料代)・駐車場代等の実費は、利用者負担 ・車両：運転ボランティアのマイカーを使用 ※運転ボランティアは、ボランティア保険に加入。費用は協議会が負担

移送サービスの提供体制



利用実績等(令和4年度実績)

- 登録者数：24人
- 利用回数：69回
(2022年度実績)
- 運転手ボランティア登録者数：9人

ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 地区の公式な住民組織である片丘地域づくり協議会が丁寧に合意形成を行い、直営の活動としたことで、任意団体として取り組むよりも、行政や社協の支援を受けやすくなった。
- 住民ワークショップでは、地域課題の共有に終始するケースが多いが、協議会会長のリーダーシップのもとで、既存の社協の仕組みをアレンジすることでスピーディーに体制を整え、実践に移すことができた。

<活動の効果向上に向けた工夫>

- 利用者とボランティアとのマッチングの事務を、片丘支所が業務として担っており、人事異動があっても引き継がれている。これにより、運営に安定感が生まれている。
- より多くの利用者のニーズに応えるため、1利用者当たりの移送回数は月あたり3往復までという上限を設けている。
- 住民の生活状況を把握している民生児童委員等が支援が必要な方をコーディネーターに知らせることで、支援対象者を抽出している。紹介を受けたコーディネーターが候補者を訪問し、聞き取りを行うことで、本当に困っている人に移送支援の登録を促すとともに、その他の必要なサービスや支援にもつなげている。
- 事業が始まってからも協議会が「地域包括ケアシステム(片丘版)」に関する勉強会を開催し、協力者を確保するとともに、地区の自然な支えあいが活発化するように働きかけている。



↑ 利用促進のためのチラシ

今後の展望

- 普段は地域福祉活動に関わることの少ない住民組織や支所職員が協働している事例であり、市内外他地区からも視察や事例発表の依頼が来ている。
- ただし、運転ボランティアは利用料のみであるうえ、マイカーを提供することや平日協力者が限られていることで負担が大きく、不足しているのが現状。
- 自動車保険の加入、市等から協議会への車両の貸与や確保などによって、支援者の負担・リスクを軽減し、少しずつ規模拡大を目指していく。



↑ 介護が必要になっても暮らし続けられる地区をつくるため、勉強会を開催

福祉有償運送 + 生活支援で高齢者の多様なニーズに対応

～駒ヶ根市 NPO法人 地域支え合いネットによる「アトム便・アトム支援」の取組～

【実施主体】NPO法人 地域支え合いネット

取組の概要

- 第2層生活支援コーディネーターに任命された市民が、個別の地域の支え合いだけでは解決できない移動の課題解決を目指し、NPO法人 地域支え合いネットを立ち上げた。
- 1つの組織で、福祉有償運送（アトム便）、生活支援（アトム支援）の2つのサービスを提供。市内全域の様々なニーズに対応している。

福祉有償運送／許可・登録不要
総合事業 訪問型サービス B・D

駒ヶ根市の概況
(令和4年1月時点)
・人口：32,189人
・高齢化率：31.5%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

取組のポイント・工夫点

- 福祉有償運送と生活支援を組み合わせることで、ニーズに応じて柔軟にサービスを提供している。
- 常駐のコーディネーターが、事業の持続可能性を高めている。
 - ・早期予約を定着させ、可能な限り、1回の出動で複数の利用者にサービス提供できるように調整することで、サービスの担い手（福祉有償運送の運転手や生活支援の支援者 *兼任している者も多い）のまとまった収入を確保し、やりがいを持って続けられるように工夫している。
 - ・効率的な運行をすることで、福祉有償運送の利用料収入を増やしている。

立ち上げの経緯

- 平成29年、駒ヶ根市は生活支援コーディネーターを配置、第2層は市民主体で16人が任命された。
- 活動を進めるうちに、移動支援のニーズがあるものの、個別の地域では解決できないことが分かってきた。
- そこで、第2層生活支援コーディネーターの有志が中心となって地域支え合いネットを立ち上げ、事業として移送サービスを提供できる体制を整えた。

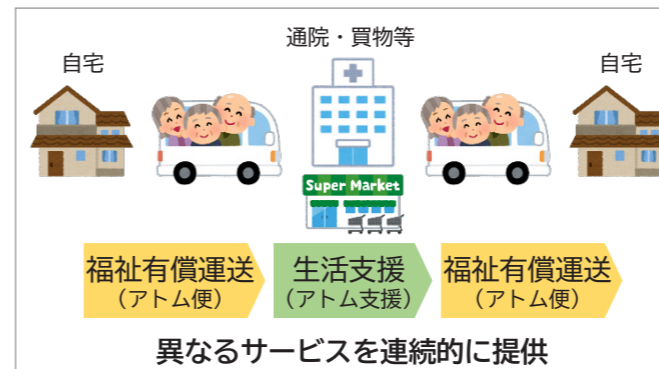


↑駒ヶ根市の交通事情

取組の詳細

事項	福祉有償運送(アトム便)の内容	生活支援(アトム支援)の内容
開始時期	令和元年11月	令和元年4月
利用者	一定の要件を満たし、利用者として登録された者	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者で、自身による交通手段がない者
利用方法	①利用契約 ②移動支援・生活支援サービスの予約をする ③移動支援・生活支援サービスを利用する ④NPO法人 地域支え合いネットに利用料を支払う	
運行方式	<ul style="list-style-type: none"> ・運行主体：NPO法人地域支え合いネット ・運行エリア：アトム便・アトム支援ともに駒ヶ根市内 ・運行形態：福祉有償運送 ・利用料金：3kmまで700円、以降1kmごとに150円を加算 ・財源：利用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行形態：訪問型サービスB・D ・利用料金：アトム支援 1,500円(1時間まで) *生活支援として計算 ・財源：利用料、総合事業補助金

多様なニーズへの対応例



利用実績等(令和5年3月末現在)

福祉有償運送(アトム便)	生活支援(アトム支援)
● 利用者：39人	● 利用者：32人
● 担い手：9人	● 担い手：15人
● 利用回数：年間 2,746回 月平均 228.8回 ※片道を1回とする	● 利用回数：年間 634回 月平均 52.8回

ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 専門知識を有する地域の方の協力を得ながら事業の質や効率性を高めている。
 - ・福祉有償運送の事業所：事業の運営の仕方を教えてもらった。
 - ・会計事務所勤務経験者：利用者や予約を管理する等、事業に必要な書類の定型化についてアドバイスをもらった。
- 市や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携しながら少しずつ新規利用者を増やしている *確かなサービスを提供することで、信頼関係を構築し、継続利用してもらっている。

<活動開始後>

- 地域支え合いネットは、2つの事業を組み合わせることで多様なニーズに対応している。
 - ・移動は福祉有償運送が基本。移動の前後で買物等の付添が必要な場合は、生活支援で対応している（福祉有償運送の担い手が生活支援の担い手を兼任している）。
 - ・地域内のちょっとした移動は、地域内の担い手が生活支援の中で対応することもある（付添支援）。
- サービスを継続するため、担い手が続けやすい環境をつくっている。
 - ・利用者やケアマネ等の支援者に早期予約を浸透させている。（帰り便で次の予約を取る、ケアプランの中に組み込み予約してもらう等）
 - ・常駐のコーディネーターが、効率的な運行になるように調整している。（複数の予約に連続で対応するシフトづくり、予約状況をみながら利用日を提案することもある）
 - *タクシー事業の経験者がコーディネーターとして受付を担当し、ノウハウを活かしている
 - *結果的に利用料収入が増え、組織の持続可能性も高まっている
- ・担い手の自家用車を上手く活用している（拘束時間の短縮、地域の支え合いの促進）。

今後の展望

- 「市内全域の高齢者等の移動を確保する」という立ち上げ時の思いが実現できていないところがある（特に中山間地域）。市民による移送ボランティアを支援する（ノウハウ提供）、更に移動支援に関する制度を研究、活用する等、できることを行っていく。
- コロナ禍で思うように増やせなかった担い手を増やしていく。（市や社協と連携した養成講座の開催等）



↑アトム便の様子

アトム支援の様子→



その他のポイント

- 市から福祉事業（認知症相談支援等）の委託を受けることで、組織の持続性を高めている（今後は、高齢者等の家のゴミ捨て等、事業を通じて発見したニーズへの対応と、それらの収益化にも挑戦していく）。
- 担い手は、地域の住人であるため、結果的に時間外も見守っている状況が生まれるケースがある。地域の中に、暖かなつながりが生まれているといえる。

生活支援と一体的に提供される付添い支援やサロン送迎

～長野市社会福祉協議会の地域たすけあい事業の取組～

【事業主体】社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

取組の概要

通院 買物 サロン その他

福祉有償運送
許可・登録不要

総合事業
訪問型B・D

- 長野市社会福祉協議会では、市内各地区の住民自治協議会との協働により地域住民参加型の有償在宅福祉サービス「地域たすけあい事業」を行っている。
- この事業では、各拠点に地域たすけあい事業コーディネーターを配置し、「福祉有償運送（通院支援のみ）」と「家事援助」を実施しており、市内32地区中31地区（25拠点）で行われている。
- 令和3年度から移動支援の検討を希望した中山間地域にて、既存の「家事援助」を再編する形で、ボランティアの自家用車を用いた家事援助に付随したマイカー移動支援やサロン等への無償による移動支援の導入を検討し、活動を行っている。

長野市の概況

（令和4年1月時点）
・人口：371,651人
・高齢化率：30.2%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

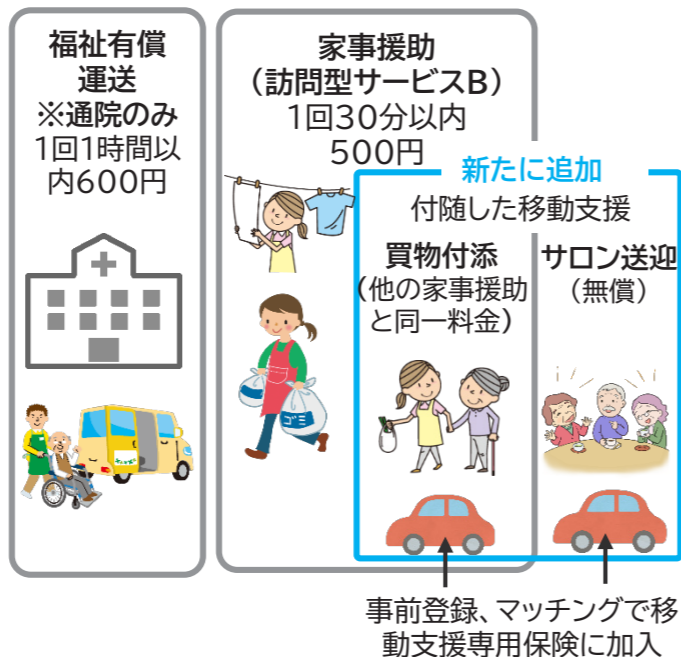
取組のポイント・工夫点

- 以前から実施している福祉有償運送では対応できない、高齢者（事業対象者、要支援認定者など）の買物付添やサロン送迎などのニーズに対して、住民相互の支え合い活動による移動支援を安心して行える体制を構築した。
- 「地域たすけあい事業」という既存の事業を再編したことにより、スピーディーに導入できている。

立ち上げの経緯

- 令和2年度に、市と市社協において既存の事業を「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行し、家事援助の拡充とマイカー等を利用した移動支援を導入することで、住民相互の支え合い活動を推進していくことを協議した。
- 各地区にモデル実施の希望を募り、応募のあった中山間地域において、生活支援ニーズの調査と、住民にできる範囲の支援内容や、継続可能な料金設定、担い手の確保などの協議を重ねた。その中で買物付添やサロン送迎等のニーズが明らかになり、移動支援の取り組みを創出した。
- 令和3年度、中山間地に位置する小田切地区、七二会地区、中条地区にてボランティアの自家用車を用いた買物付添・サロン送迎の取組が始まった。介護予防・日常生活支援総合事業による移動支援と、福祉有償運送との複合事業として実施している。

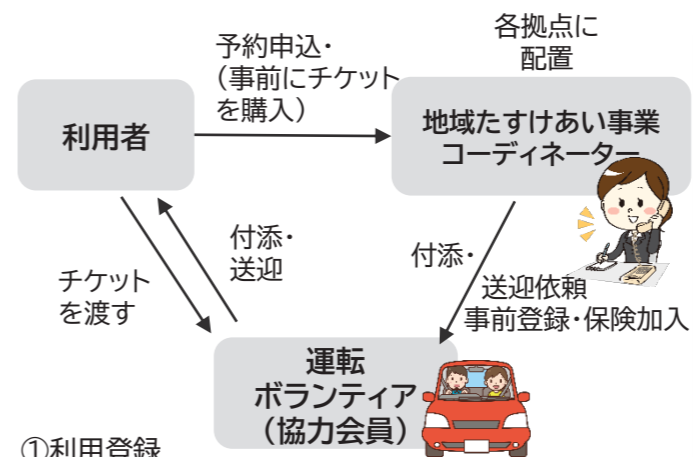
地域たすけあい事業の再編例（地区により相違）



取組の詳細

事項	内容
開始時期	小田切地区：令和3年7月、七二会地区：令和3年12月、中条地区：令和4年1月より開始
利用者	家事援助に付随した移動支援＝移動支援を必要とする住民 福祉有償運送＝道路運送法のとおり
運行方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援内容：家事援助に付随したマイカー等を利用した移動支援（買物付添・サロン送迎など） ● 運行形態：平日9:00～17:00 事前予約制（地区の選択によって、土日・夜間も可） ● 道路運送法：許可・登録不要 ● 利用料金：1回30分以内500円（家事援助と同一料金）、サロン送迎は無料（地区ごとに設定） ※家事支援の内容：ゴミ出し、掃除、草刈り、軽微なお手伝い、外出・買物支援など（地区ごとに異なる） ● 運転：ボランティア運転手（協会員）（小田切：29人、七二会：44人、中条：24人）※R5年3月 ● 車両：協会の自家用車ついて、移動支援専用自動車保険の加入（小田切：30台、七二会：47台、中条：26台）※R5年3月 ● 財源：介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスB及びDを活用

利用の仕組み・流れ



- ①利用登録
- ②利用者は事前にチケットを購入
- ③利用する際に「地域たすけあい事業コーディネーター」に連絡
- ④地域たすけあい事業コーディネーターが運転ボランティアを調整
- ⑤運転ボランティアが利用者宅から目的地まで送迎
- ⑥利用者が運転ボランティアにチケットを渡す
- ⑦運転ボランティアが地域たすけあい事業コーディネーターに報告
- ⑧社協より支払い

ポイント・工夫点の詳細

- 長野市の各拠点には「地域たすけあい事業」の調整を行う地域たすけあい事業コーディネーターが配置されているとともに、支え合い活動を担う住民を有償ボランティアとして登録し、ボランティア活動保険に加入しており、住民による生活支援サービスを支援・推進する基盤があった。
- 家事援助に付随した「移動支援」は、他の家事援助（ゴミ出し、掃除など）と同一料金で行っている。サロン送迎等への送迎については、住民による検討を踏まえて、無料としている地区もある。（地区ごとに異なる。）
- 通院支援については、既に「福祉有償運送」で対応しており、利用も定着していることから、目的地が重複しないように、「マイカー移動支援」では、通院以外の支援として体制を整えた。
- マイカーでの支援範囲については、地区のニーズとそれを担うボランティアの確保の両面から調整し、各地区の実情を踏まえた柔軟な運用としている。
- 「マイカー移動支援」の実施にあたっては、福祉有償運送や家事援助を担ってきたボランティア（協会員）の他、民生委員や地区役員、サロン関係者など含め広く住民に周知し、事業の仕組みや加入する保険について説明会を開催した。その地区の身近な警察官（駐在）による交通安全指導を合わせて行う等の工夫をし、登録への理解を得た。

今後の展望

- 新型コロナウイルス感染症拡大の恐れから、地域で行われていたお茶のみサロンや通いの場が休止していたが、今後、様々な住民活動が再開する中で、地域参加の手段として、移動支援の活用を進めていく。
- 今後、新たに鬼無里地区、信更地区など中山間地域での導入を予定しているが、今後、市街地でマイカー移動支援を検討する場合には、バスやタクシーの活用や、様々な生活支援サービスとの役割分担を意識しながら、住民ができる範囲での仕組みについて、改めて協議する必要があります。

支援実績等(令和5年1月現在)

● 令和4年度実績
※令和5年1月までの実績を月当たり換算

	買物付添	サロン送迎
小田切地区	0.1人/月	1.4人/月
七二会地区	利用なし	3.5人/月
中条地区	2.3人/月	10.5人/月

↓小田切地区「住民自治協議会だより」での紹介記事

送迎付きサロン・買物付添等の横展開の取組

～大分県国東市 竹田津 暮らしのサポートセンター「かもめ」を事例として～

【事業主体】国東市／社会福祉法人 国東市社会福祉協議会

取組の概要	通院	買物	サロン	その他	許可・登録不要	総合事業 一般介護予防/ 訪問型サービスB

- 国東市では、住民主体のサロン・カフェ運営、そこへの送迎支援を組み込んだ取組や、買物付添支援(訪問型サービスB)など、地域での支えあいによる介護予防・生活支援の取組を全市的に普及させることに取り組んでいる。
- その結果、市内6地区で住民主体の送迎付き食事会・カフェ、買物付添等が始まっている。

**大分県国東市
竹田津地区の概況**
(令和4年10月時点)
・人口:799人
・高齢化率:59.7%

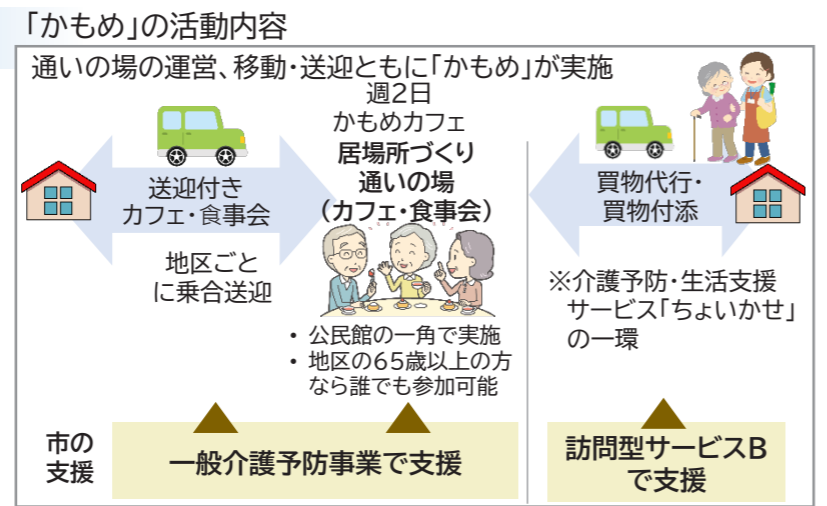
出典：国東市社会福祉協議会提供資料

取組のポイント・工夫点

- 住民主体のサロン・カフェ運営やその送迎、買物付添支援の実施に対する、市による財政的な支援策が手厚くなっている。
- 社協(生活支援コーディネーター)の伴走型支援の体制があることに加えて、令和2年度からは地域おこし協力隊やその卒業生が「地域支援サポーター」として地域活性・就労的活動の視点で地域に入り支援する体制も構築した。
- 各地区内の会議や団体間の情報共有の場(We bサイト)もあり、活発な情報交換・議論が行われている。

「かもめ」の概要

- 平成27年度、国東市と社協が連携し「地域支え合い活動推進事業」を開始した。初年度のモデル地区である竹田津地区では、平成28年12月に「かもめ」を設立した。
- 「かもめ」では、居場所づくりとして公民館の一角で「かもめカフェ」を開始するとともに、送迎付きカフェ・食事会、買物付添支援などを移動サービス付きで実施している。



事項	内容
開始時期	平成28年12月 ※竹田津暮らしのサポートセンター「かもめ」の設立時期
利用方法	①利用登録 ②各地区の調整担当者に連絡 ③「かもめ」会員が送迎
運行方式	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手:「かもめ」会員が運転している(安全運転者講習会受講者) ・運行形態・利用料金等は以下のとおりである。 <p>【送迎付きカフェ・食事会(市は一般介護予防事業で支援)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者:地区住民で外出するのが困難と判断され、かつ送迎及び外出支援の利用申請をした高齢者。 ・送迎方法:5地区ごと送迎者を取りまとめ、「かもめ」の活動拠点である「かもめカフェ(公民館の一角)」まで乗合送迎をしている。※なお、かもめカフェは週2日開催している ①送迎付き食事会(月2回):毎月第2・4 木曜日。昼食代400円。送迎は無料。定員40名。予約制。 ②送迎付きカフェ(月2回):毎月第2・4 火曜日。お茶代100円。送迎は無料。予約制。 <p>【買物代行・付添「おそとへ『ちょいかせ』」(市は訪問型サービスBで支援)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者:チェックリスト該当者 ・買物代行・買物付添等の利用料は無料。運行エリアは国東市国見町内。予約を受け個別に支援。

ポイント・工夫点の詳細

<立ち上げ時>

- 国東市と社協が連携した「地域支え合い活動推進事業」の実施にあたり、生活支援コーディネーターを社協に6人配置(内2人は市単費)し、竹田津地区を含むモデル地区の支援を行う体制を確立した。生活支援コーディネーターは各種補助金等の申請や視察受入、講演会・勉強会、調査などの一連の取組の段取り、支援など、伴走型支援を続けている。
- 市の財政的な支援策は、平成29年度に「一般介護予防事業(地域支え合い活動支援事業)」の補助金交付要綱を整備し、各地区の住民主体の「ミニデイ」や「カフェ」の運営に対する補助(上限月15万円)に加えて、送迎支援として保険料(1台当たり稼働日1日当たり400円)や自動車レンタル費用(月5万円まで)など、手厚い内容となっている。
- さらに令和3年度に訪問型サービスBに該当する「介護予防・生活支援サービス(ちょいかせ)事業」に対して外出支援は基本額6万円/年に、加えて「ボランティア推奨加算」「通いの場加算」を設け、こちらも充実した支援内容となっている。
- このような手厚い補助金・助成金があり、多くの地区で活動が継続し、活発化している。
- 竹田津地区では大分県の補助事業を活用し、大規模な「全戸訪問調査」を行っている。調査スタッフを行政区ごとに集め、総勢29人で地区住民のニーズを詳細に把握した。調査員(地区住民)に限らず歩き、顔を合わせながらアンケートを行ったことで、単なるニーズの把握に留まらず、担い手の当事者意識の醸成につながり、非常に有益であったと振り返る。

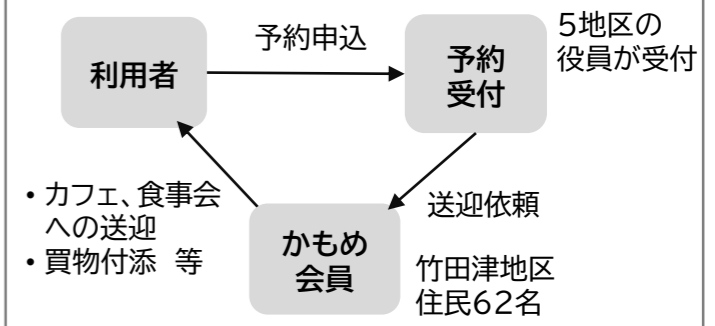
<活動開始後>

- 各地区内での情報共有も重視しており、「かもめ」では月に1回「かもめ」会員のスタッフ会議(生活支援協議体兼ねている)を設け、課題を皆で協議・検討し、解決にむけ取り組んでいる。会議には生活支援コーディネーターも参加し、情報提供や課題把握を行い、支援策の改善を続けている。
- 市と生活支援コーディネーターは、月に1回定例会を開き、地区活動等の課題について情報共有を行っており、補助や助成の仕方や支援のあり方等の検討を行い、改善を図っている。

その他のポイント

- 国東市では、これらの取組の結果、介護保険料が第7期(5,300円)から第8期(5,250円)にかけて50円下がる等の様々な効果がみられた。
- 国東市では「かもめ」の手法や実践活動などを市内に横展開するため、平成30年1月から、住民同士の支え合い活動などの情報共有や後方支援を行う第1層協議体「くにさき地域応援協議会 寄ろう会」をスタートさせた。「かもめ」の会長が協議会の副委員長となり、ノウハウを共有している。
- 竹田津地区をはじめ各地区の取組はWe bサイト「国東つながる暮らし」で発信し、取組の周知を行っている。令和2年度からは地域支援サポーター(地域おこし協力隊やその卒業生)も支援に入り、We bサイトでの情報発信のためのスマホ講座等の活動支援を行っている。

「かもめ」の送迎等のサービス提供の流れ



取組の詳細は、以下をご参照ください。

Webサイト
国東つながる暮らし



Webサイト



紹介映像

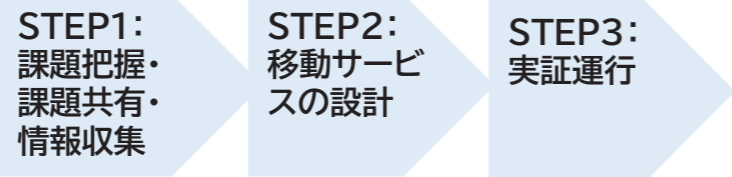


第3章 移動サービスの主なプロセスとポイント

事例調査を通して見てきた移動サービスの創出に向けた主なプロセスとポイントについて、「立ち上げ」「維持・改善」に分けて示します。

1 立ち上げのポイント

立ち上げは大きく分けると「課題把握・課題共有・情報収集」「移動サービスの設計」「実証運行」の3つの段階があります。



(1) STEP1: 課題把握・課題共有・情報収集

STEP1の主なプロセス・ポイントは次のとおりです。

1-1: 課題の把握

- 地域において、**移動に困っている高齢者がどの程度いるかなど、高齢者の移動の課題**を把握する。
- 課題把握の方法は、住民アンケート、ワークショップ、民生児童委員へのヒアリングなどがある。

1-2: 課題共有

- 移動サービスの立ち上げに**関係する人たちを集めて課題を共有**する。

1-3: 情報収集・検討

- 課題解決に向けた検討を始める際には、**どのような移動サービスが地域に合うか、実現可能か、地域課題の解決につながるのかなどを検討するため、先進事例を収集したり、専門家に相談するなど、情報収集を行うことが大切である。**
- 検討は、大人数で始める必要はなく「**課題を実感・共有している有志の人たちで議論**」を始めることがポイントである。

ポイント 活動の立ち上げ等のモチベーションの源泉
STEP1の検討の場にいる人たちが活動の主体(担い手)へと進んでいく場合もあります。その際のポイントとなる要素を紹介します。



- will-can-mustとは、モチベーションを維持して成果を出すために活用されるフレームワーク(枠組み)です。
- **will-can-mustの3つが重なるときに、人は最もモチベーションが高く活動でき、3つの輪が重ならなかつたり、バランスが悪いと活動が継続・発展しないと言われて**います。
- 地域課題の把握、共有では、「will(やりたいこと)」で留まってしまいがちです。情報収集を行いながら「can=できること」「must=すべきこと」の検討段階へ進むことが重要です。

コラム 上田市：移動支援に係る高齢者の状況調査票

- 上田市では、高齢者の移動支援のニーズを把握するため、令和3年度にモデル地域にて全戸配布のアンケートを実施しています。
- 上田市の調査票は、移動ニーズについて「買物」「通院」「サロン等」に分けて質問をするとともに、あわせて、支援できることも把握しており、担い手となりうるかも把握可能な設計としています。

調査票の詳細は以下を参照ください。

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業 報告書」。



(2) STEP2: 移動サービスの設計

STEP2は、具体的な移動サービスの設計をする段階です。

2-1: 利用者・目的地

- 移動支援を必要としている人たちのうち、**特に「誰の」「どこへ行く(目的地)」移動を支援するの**かを検討する



通院



買物



サロン等への参加

2-2: 移動サービスの具体的な設計

■ 主な検討事項

- 運送主体
- 道路運送法上の取り扱い
※有償運送と無償の運送の主なメリット・デメリットを踏まえ検討
- 運転手の確保
- 運行形態(定時定路、デマンド等)
- 車両
- 運行経費の試算
- 総合事業等の補助事業の活用検討

など

ポイント 運行内容は相談を!

具体的な運行内容については、専門家や行政機関に相談することをおすすめします。

長野県では、移動サービスの相談窓口を設置しています。長野県内にお住まいで、移動サービスを立ち上げたい方、応援したい行政の方、どなたでも利用可能です。

詳しくは、P43ページへ



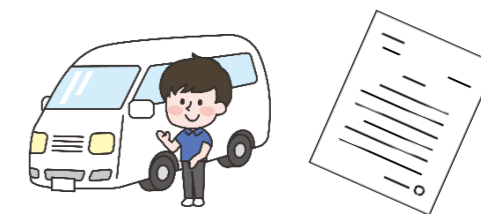
有償運送と無償の運送の主なメリット・デメリット

	主なメリット	主なデメリット
有償運送	<ul style="list-style-type: none"> ● 許可・登録を受けることで輸送の安全性等が確保される ● 運賃収入があることでサービスを長く続けやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運行可能範囲(交通空白地)、対象者(要支援者など)等に制限がある ● 許可・登録を受けるまでの手続き、協議等に時間を要する
無償の運送	<ul style="list-style-type: none"> ● 許可・登録等の手続きがなく、導入までの時間が短い 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者から運送料が受領できないため、運送主体の負担が大きい

2-3: 運行に向けた準備

- 安全確保の取組
 - ・ボランティア運転手の安全運転講習会
 - ・保険への加入
- 関係者と共有するマニュアルの作成

など



(3) STEP3: 実証運行

【利用】

利用者の**真のニーズが確認**できる

【運行】

継続的に運行できるか確認できる

【検証→改善へ】

- 実証運行を通して、**課題を収集し、改善策を検討**することで、**移動サービスの完成度**を上げられる

ポイント

時間をかけて丁寧に移動サービスを実施する場合には、実証運行を実施します。実証運行では、改善につながる利用者の声や運行上の課題を収集できます。

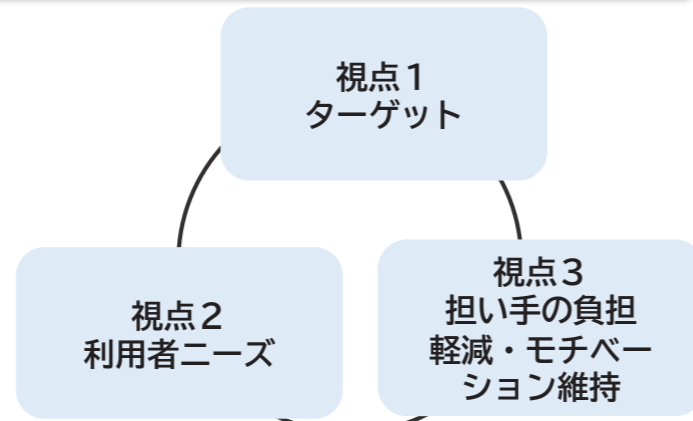


2 維持・改善

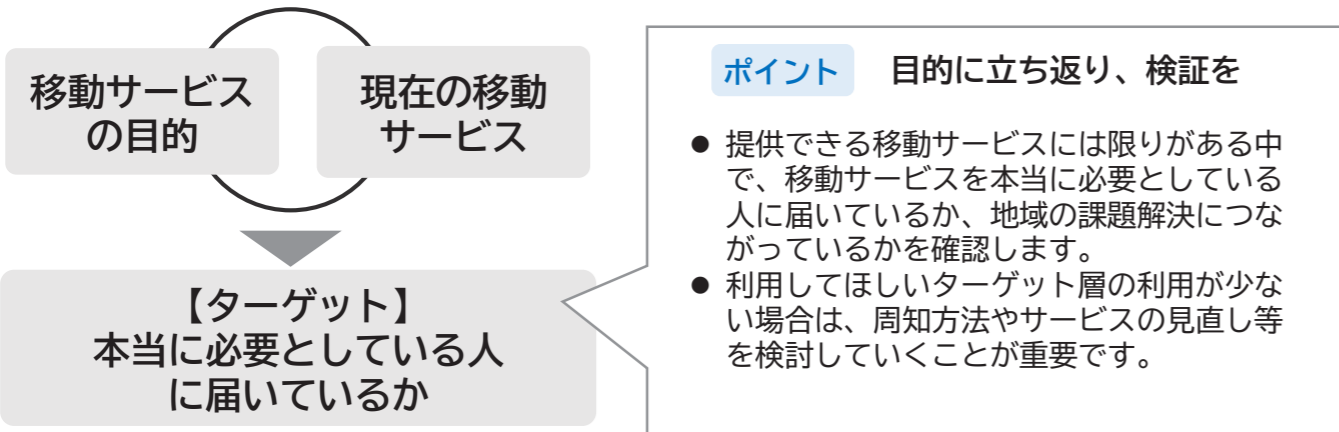
維持・改善のプロセスでは、主に「ターゲット」「利用者ニーズ」「担い手の負担軽減・モチベーション維持」の3つの視点で移動サービスを検証し、より最適なものに見直します。

特に許可・登録不要の移動サービスは、利用者から受領できる金銭だけでは運営が困難な仕組みとなっています。

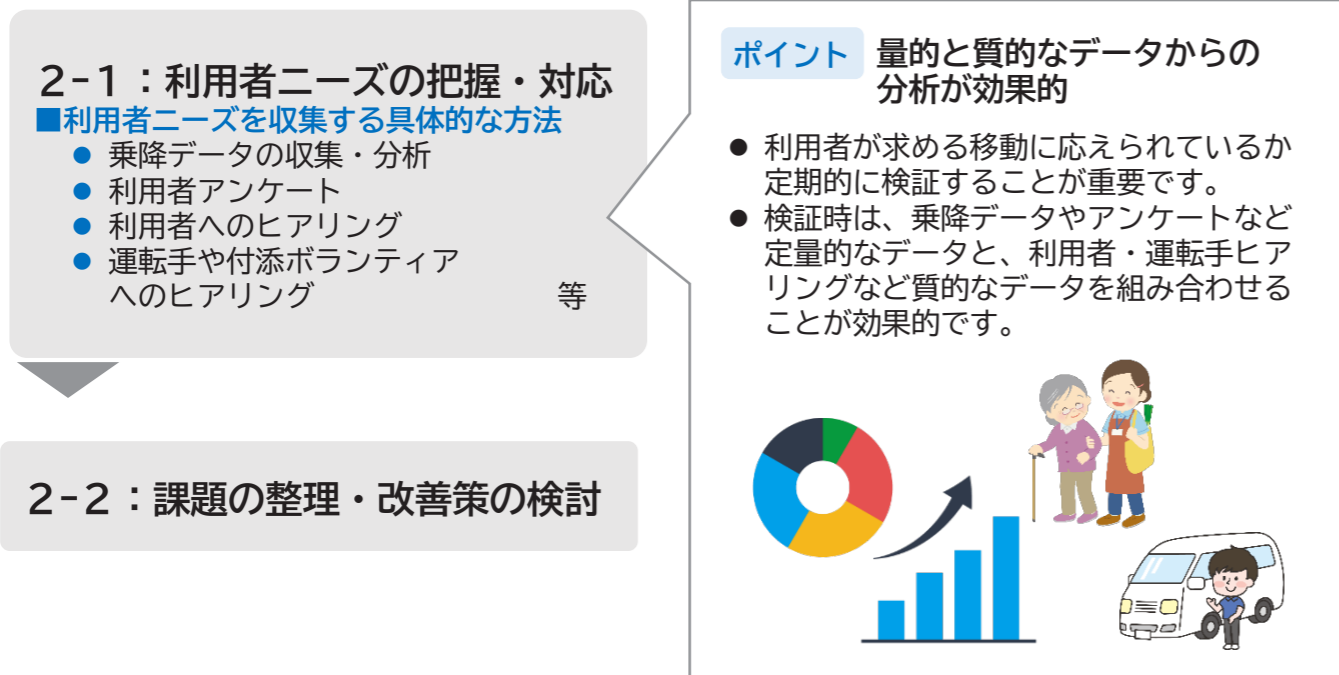
運送主体への負担がかかりやすい構造であり、提供できるサービス量が限られています。限られたサービスを必要な人に届けるという視点が必要です。



(1) ターゲット



(2) 利用者ニーズ



(3) 担い手の負担軽減・モチベーション維持

3-1: 担い手の負担軽減

■事例で見られた負担軽減策

- 組織化し、個人に負担が掛かりすぎないようにする
- 寄付や補助事業等の活用による活動費等の確保

ポイント 担い手の金銭的・精神的負担が大きい活動は続かない

- 特に、許可・登録不要の移動サービスは、担い手側に金銭的・精神的な負担が生じやすい構造となります。
- 大きな負担にならないような工夫が必要です。



3-2: 担い手のモチベーション維持

■事例で見られた工夫

- 困りごとへの相談体制
 - ・生活支援コーディネーターや社会福祉協議会等による伴走型支援
- 交流会など楽しんで活動に参加できるような環境づくり
- 情報共有、課題の洗い出しなど担い手同士をつなぐ取組
- 利用者の声が担い手に直接に届く工夫



長野県 移動サービスの相談窓口のご案内



長野県「令和5年度 長野県移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク

事業の概要

概要	移動サービスを立ち上げたい方、応援したい行政に対する相談窓口
実施期間	令和5年4月27日(木)～令和6年3月15日(金)
対象者	長野県内の方は どなたでも（住民の方も、事業者の方も、行政も）
利用料金	無料（ただし、電話相談に係る通話料は利用者負担）
担当者	移動サービスに関する制度や、他の地域の先進事例に精通し、サービス立ち上げの実績があるアドバイザー （特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワークに所属）

1. 相談窓口

◆相談窓口概要

実施日	毎週火曜・木曜が電話相談日（祝日・年末年始は除く）
内容	移動サービスの実施や制度に関すること
電話相談時間帯	13:00～16:00
相談先	050-5526-2620
メール相談	info@zenkoku-ido.net（随時対応）

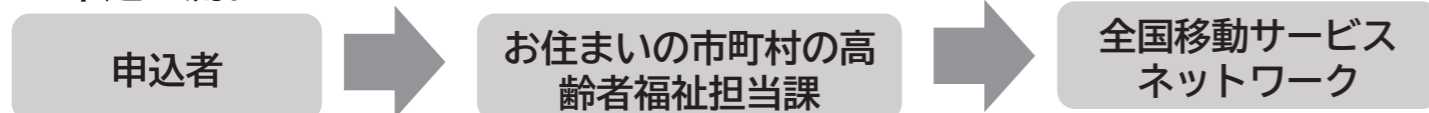
2. アドバイザー派遣

※電話・メール相談の結果、必要な場合は直接、伺います。

◆アドバイザー派遣概要

実施日	日にち・時間帯は要相談
派遣対象	各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、協議体、関係者打合せ、実証実験 等
申込先	お住まいの市町村の高齢者福祉担当課へご相談ください。

<お申込の流れ>



移動サービスの検討に役立つ文献（令和5年3月現在）

国土交通省
「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」



静岡県健康福祉部
「移動サービス創出に係る普及事例集」(令和2年3月)



NPO法人全国移動サービスネットワーク
の書籍等

